自然共生の
先進都市をめざす
私たちの
行動戦略

ちよだ
生物多様性
推進プラン

［概要版］



千代田区
令和６年３月

2050年 千代田区の将来像



麹町・番町・飯田橋・富士見エリア

豊かな草地が残されています（外濠の緑道）

区割りの大きな街並みを活かして街なかの緑が維持・創出されることにより、外濠や靖国神社などの規模の大きな緑地との間で、多くの生きものが行き交う生息環境のネットワークが形成されています。



皇居～内濠エリア

生物多様性が豊かな内濠景観がよみがえっています

江戸城築城に由来する歴史的遺構を基盤として豊かな生物多様性が引きつがれ、多様な生きものが周辺のエリアに広がるとともに、より多くの人びとが、豊かな自然に親しむ場として利用しています。



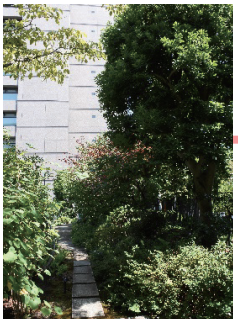
大手町・丸の内・有楽町・永田町エリア

緑を活かした快適な空間とにぎわいのある街がつくられています（丸の内のオープンテラス）

各省庁の本庁舎や企業の公開空地を中心に生物多様性に配慮した緑地がつながり、皇居や日比谷公園、国会前庭、日枝神社などとの間に生きものの生息環境のネットワークが形成されているとともに、生物多様性に関する情報の発信・交流が活発に行われています。







屋上・壁面の緑化など、
緑化の工夫がまち中に
広がっています

神保町・神田公園・万世橋・和泉橋エリア

行政や教育機関、企業の連携によって、エリアに点在する公園・緑地のつながりが強化され、にぎわいあふれる街並みの中にまとまりのある生きものの生息拠点が多く形成されています。皇居から上野の森へと続く生態系のつながりが強化され、上野の森までを含めた生物多様性が保全されています。さらに、生物多様性に関する情報の発信・交流が活発に行われています。



千代田区が目指す
2050 年将来像と 2030 年目標

2050 年将来像
持続可能な自然共生の先進都市になっています

- 豊かな生物多様性を活用した社会課題の解決
- 持続可能なライフスタイル・社会経済活動の定着
- 脱炭素社会の実現

2030 年目標
千代田区ならではのネイチャーポジティブを実現します

皇居を核とした生態系のつながりが区内外に広がり、千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した持続可能な行動を選択することで、都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている

私たちにできること

区民一人ひとり
環境に配慮したライフスタイルを選択します

在学・在勤者、観光客を含む区民の行動が区外の生物多様性にも影響を及ぼしていることを理解し、環境に配慮したライフスタイルを積極的に取り入れます。

環境保全団体
自然教育の機会を創出し人材を育成します

自然環境情報の収集・発信します。また地域の自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供し、主体的に行動できる次世代の人材を育成します。

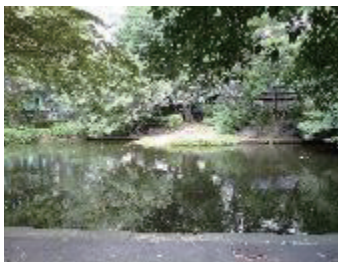
千代田区
ネイチャーポジティブに向けた行動を促進します

千代田区の生物多様性の現状


皇居の豊かな生態系


ノアザミ
（外濠公園の草地環境）


日枝神社のスダジイなどの樹林


清水谷公園の地形に沿った樹林・水辺

皇居から広がる豊かな生態系


日比谷公園のコサナエ

皇居の周りに位置する内濠や外濠公園、弁慶濠、日比谷公園、靖国神社や日枝神社の樹林など多様な生きものが生息・生育する豊かな自然があります。

公園や神社などの敷地に引き継がれている様々な自然

千代田区内には、清水谷公園や日枝神社など、自然地形の上に成立した植生を今に残す場所があります。

～2030年目標を達成するためには私たち一人ひとりが行動をおこすことが大切です～



自転車利用



緑地の維持管理



打ち水

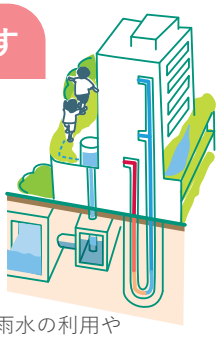
事業者

ネイチャーポジティブを目指した事業を推進します

あらゆる事業活動（調達材料、エネルギー、人的資源、土地利用）において、生物多様性保全の視点に立った行動を選択し、消費者から選ばれる企業となります。また、事業所の敷地での緑地創出を図ります。



屋上緑化



雨水の利用や
地中熱利用



自然観察会など自然教育の場の創出

大学・教育機関など

生物多様性に関する教育と普及啓発を推進します

生物多様性に関する知見を広めるとともに環境保全活動、区民への教育を積極的に推進し、地域の生物多様性向上に貢献します。



学校ビオトープや
グリーンカーテンの設置と
雨水を利用した散水

落ち葉や
食品残渣
の堆肥化

生態系ネットワークを念頭に置き、自然環境情報等の科学的データや企業、地域の方々の意見を聞きながら都市の生物多様性に配慮したまちづくりを協働連携のもと、推進します。

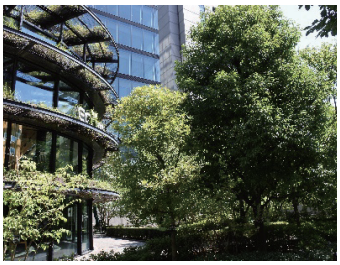


大手町タワーの「大手町の森」



紀尾井町ガーデンテラス

生物多様性に配慮した企業緑地



三井住友海上駿河台新館 ECOM 駿河台

新たな企業緑地は緑地認証の登録緑地も多く、緑地と緑地をつなぐ飛び石的な拠点やコリドーとして期待されています。



和泉公園



神田児童公園

生きものの生息の場が少ない市街地





生息が確認されているミシシッピアカミミガメとアメリカザリガニ

在来の生きものを脅かす外来生物

私たちが取り組む主な行動計画

戦略Ⅰ　皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化

［2030 年に達成すべき状態］

1. 区内にとどまらない生態系ネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています。
2. 区内の生きものと生態系の情報をあらゆる主体が協働で収集・蓄積し、共有して、活用しています。

◆ 生態系ネットワークの強化に寄与する緑地・水辺の創出、維持管理をあらゆる主体が推進します。　（戦略Ⅰ-1 行動計画 2）





左：ホトリア広場（自然共生サイト・ABINC 認証緑地・SEGES 認証緑地）
右：街なかにつくられた花壇に飛来するクロアゲハ

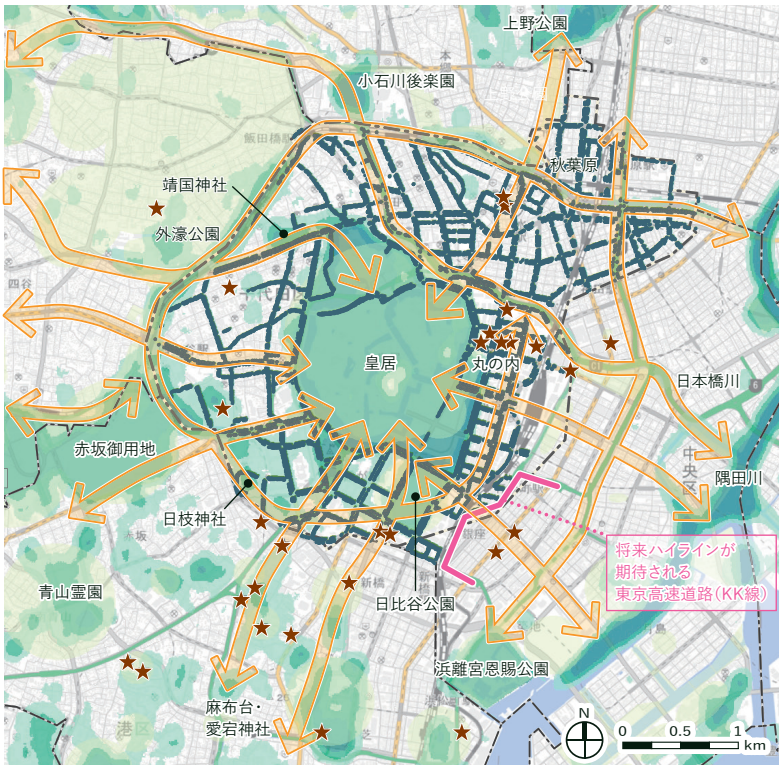
◆ 国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります。　（戦略Ⅰ-1 行動計画 5）



水辺の生きものの生息に適さない河川環境（日本橋川）

◆ 主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します。　（戦略Ⅰ-2 行動計画 1）





周辺区の計画に示されているつなげたい緑地・既存の緑地等

★ 認証緑地
（ABINC認証・SEGES認証・自然共生サイト・江戸のみどり登録緑地）

区内の区道・都道・国道の街路樹

皇居の緑を核とした生態系ネットワークの 2030 年の姿を示します。皇居の豊かな緑は都心の生物多様性を豊かにする貴重な存在です。この自然環境を核に、2030 年に向けて生態系ネットワークを形成・強化します。

図中の矢印は、水辺を含む主な緑地のつながりとその方向を示すものです。この矢印に沿って、今ある緑地の生物多様性の保全・回復を図り、千代田区から周辺地域へと広く生物多様性を向上させていくことを目指します。

戦略Ⅱ　自然共生社会を意識した行動の浸透

［2030 年に達成すべき状態］

1. 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています。
2. 環境に負荷を与えることが少ない消費行動が根付いています。

◆ 多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と共生する心をはぐくみます。

（戦略Ⅱ-1 行動計画 1）



区内企業の緑地
（三井住友海上駿河台ビル屋上庭園）
で実施している駿河台生きものさがし自然塾

◆ 環境への負荷の軽減を意識した行動や事業活動を推進します。

（戦略Ⅱ-2 行動計画 1）

● エコロジカル・フットプリントの見える化

区民が消費する製品ができるまでの過程で起こる環境負荷などを数値化し、環境負荷の少ない消費を選択する行動を促します。



エコロジカル・フットプリント：
わたしたちが地球何個分の暮らしをしているかを数値で表したもの

● 食品ロス削減の推進

区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減に取り組み、新しい「食品を無駄にしない」事業活動、生活様式を経済・文化として発信することにより、持続可能な社会を支える「循環型社会」の確立に貢献していきます。また、そのことを通じて、温室効果ガスの削減、地球環境危機への対応を進めます。

戦略Ⅲ　自然を活かした多様な社会課題の解決

［2030 年に達成すべき状態］

1. 自然環境が持つ多様な機能（生態系サービス）を活かした解決策（NbS）により、持続可能なまちがつくられています。
2. 千代田区の取組事例がモデルとなり他地域で広く活用され SDGs の達成に貢献しています。

◆ 自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組みます。【レインガーデン等グリーンインフラの活用】

（戦略Ⅲ-1 行動計画 1）





三井住友海上駿河台新館前のレインガーデン
底は土壌となっており、周囲からの雨水を浸透させて植物が生育します

◆ 地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業と生物多様性に配慮した整備方法の両輪を軸とした方法に転換します。

（戦略Ⅲ-1 行動計画 3）

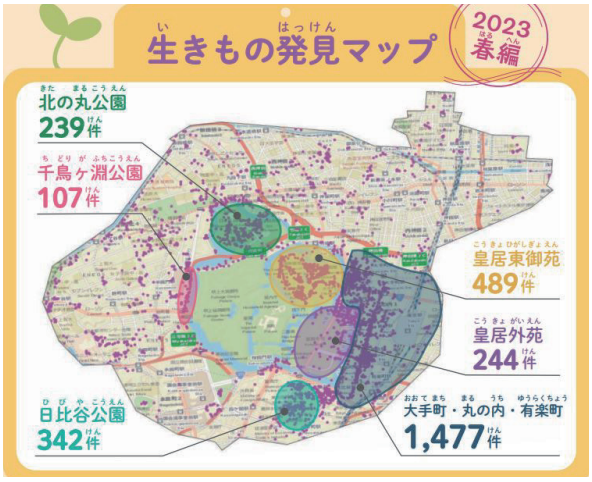




植樹ツアーの様子



2023 年
春編・夏編の案内



2023 年春編の結果：発見マップ

千代田区生きものさがし

千代田区内に生息・生育する生きものの現状確認と区民の生物多様性を高めることを目的として、2014（平成 26）年から毎年、継続して実施しています。区民・在勤・在学・来訪者など、どなたでも参加できます。

生きものさがしの結果は、区の HP で公表されており、例年多くの情報が寄せられています。今後、これらの情報を蓄積、情報公開し、区民のみなさんも取り組める生態系ネットワークの強化や希少種・外来種対策に活用していきます。

参加してみよう・やってみよう～“生物多様性”で豊かな暮らし～

ちよだ生物多様性大賞

生物多様性に関して、優れた活動、今後の発展が期待される活動を表彰し、応援する千代田区独自の制度で、平成 28 年度に都内ではじめて創設されたユニークな取組みです。家庭での身近な取組みや学校、グループ、事業者などに保全活動に積極的に取り組んでもらうことが目的で、ちよだの生きものたちの魅力を改めて感じることができます。



令和 4 年度受賞
標本づくりや比較を行った「千代田区と東京近郊の昆虫生息調査」

対象となる活動	活動例
生物多様性の保全に関する活動	アダプトシステムへの参加、在来種による緑地づくり、ツバメの巣の見守り等
生きもののネットワークづくりに関する活動	鳥が休める場所づくり、生きものが住みやすい場所づくり、小さい空き地を活かした緑化等
生物多様性の普及啓発に関する活動	セミ羽化観察会への参加、生物多様性の普及グッズの制作等
上記の他、特徴のある活動	生きもの情報の蓄積や発信



令和 4 年度受賞者の
皆さんと審査員

千代田区では区民の皆さんと取り組めるアイディアの情報を発信しています。
ぜひ千代田区環境政策課ホームページをご覧ください。

QR コード

URL：
https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/sebutsutayose/

「ちよだ生物多様性推進プラン」の本編（詳細版）は千代田区環境政策課のホームページでご覧いただくことができます。

QR コード

URL：
https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/sebutsutayose/plan.html

千代田区環境まちづくり部環境政策課
〒102-8688　東京都千代田区九段南 1-2-1
TEL：03-5211-4255
Mail：kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

発行：令和 6 年 3 月

印刷製本時の環境配慮マーク

環境まちづくり部資料４－１
令和６年２月１日

神田警察通りⅡ期工事について

１　工事概要

工 事 件 名：神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）
工 事 場 所：千代田区一ツ橋二丁目2番先～神田錦町三丁目3番地先
当 初 工 期：令和3年10月15日～令和5年2月24日
請 負 業 者：大林道路株式会社
契 約 金 額：378,166,140 円

２　これまでの契約変更

（１）第１回契約変更（令和4年12月8日）

１）工期

当 初 工 期：令和3年10月15日～令和5年2月24日
変更後工期：令和3年10月15日～令和5年3月31日

２）変更理由

・協議会等での意見交換の期間を設けたことによる工事の一時中止のため
・工事の一時中止解除後の度重なる妨害による工事の中断のため
・予算繰越しの議決前のため令和4年度内での工期延伸

（２）第２回契約変更（令和5年2月21日）

１）工期

変更前工期：令和3年10月15日～令和5年3月31日
変更後工期：令和3年10月15日～令和6年3月31日

２）変更理由

・第１回契約変更と同様
・予算繰越しの議決後に次年度までの工期延伸

３　第３回契約変更の概要

（１）工期

現契約工期：令和3年10月15日～令和6年3月31日
変更後工期：令和3年10月15日～令和7年3月31日
変 更 理 由：度重なる工事妨害による工事の中断のため

（２）工事費

増　　額：約 53,000,000 円
増額理由：工事一時中止及びその後の度重なる工事妨害に伴う現場管理費等の増

環境まちづくり部資料４－２
令和６年２月１日

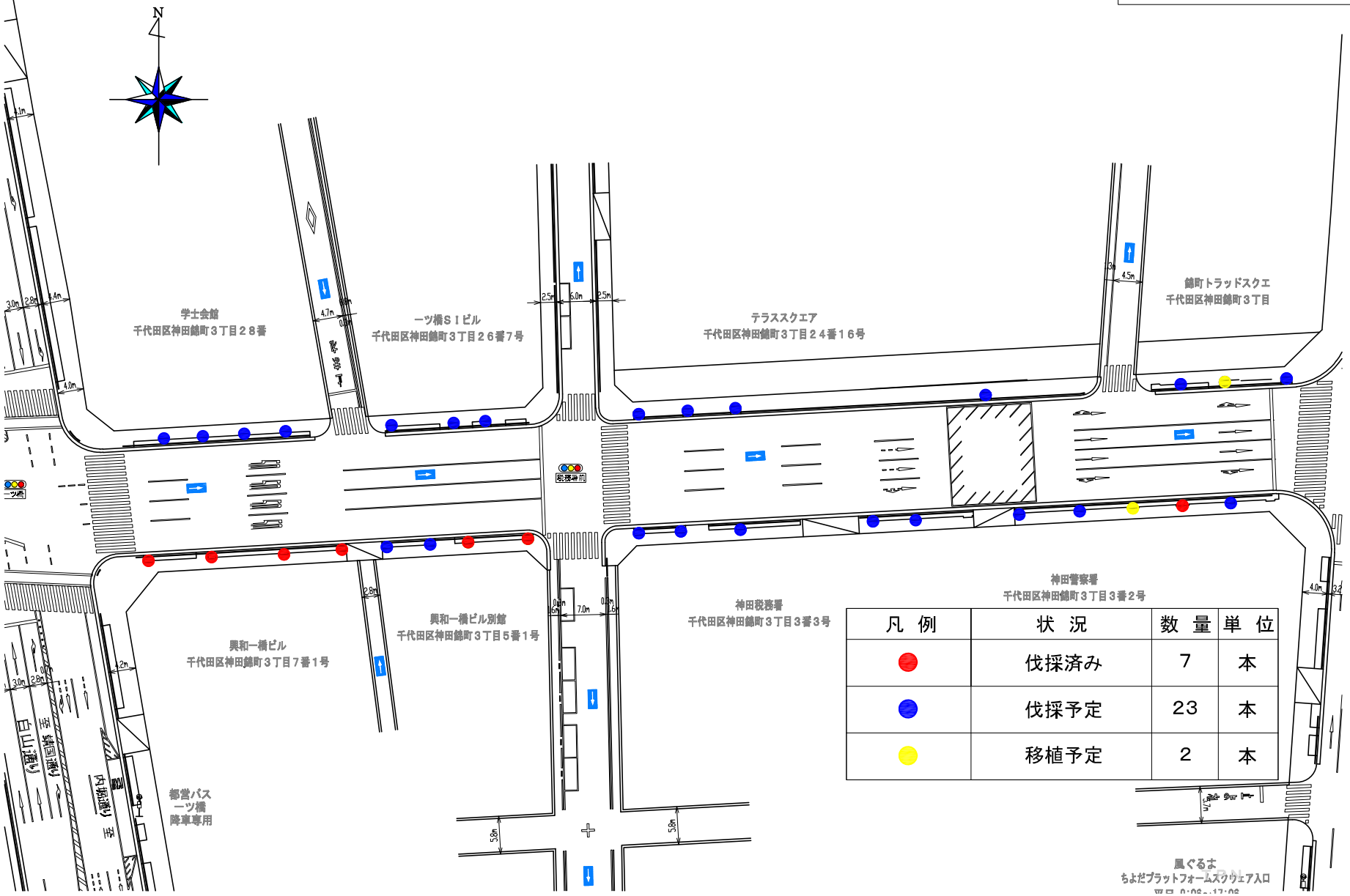
経過一覧

			工事状況							意思形成過程			
NO.	年度	日時	区 従事者	工種	予定時間 実施時間	予定	実績	理由	警備委託費	区分	内容	決裁 区分	関係部署等
1	令和４年度	4月25日	19名	道路植栽工 （高木伐採）	20：00～6：00 20：00～5：00	5本	0本	妨害行為により中止	なし				
2		4月26日	14名	道路植栽工 （高木伐採）	20：00～6：00 翌0：30～6：00	5本	2本	妨害行為により中止	なし				
3		6月29日	3名	舗装切断工	20：00～6：00 20：00～1：30	6箇所	0箇所	妨害行為により中止	なし				
4		6月30日	3名	舗装切断工	20：00～6：00 20：00～1：00	6箇所	6箇所	妨害なし	なし				
5		7月1日	3名	試掘工	20：00～6：00 20：00～5：00	2箇所	2箇所	妨害なし	なし				
6		7月4日	0名	試掘工	20：00～6：00 20：00～5：00	2箇所	2箇所	妨害なし	なし				
7		7月5日	―	試掘工	20：00～6：00 中止	2箇所	―	雨天中止	―				
8		7月6日	3名	試掘工	20：00～6：00 20：00～4：30	2箇所	2箇所	妨害なし	なし				
9		7月7日	6名	舗装切断工	20：00～ 6：00 20：00～23：30	10箇所	0箇所	妨害行為により中止	なし				
10		1月23日								起案	保安業務の委託について	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課
11		1月24日								契約締結	保安業務の契約締結 支出限度額：9,796,710円	―	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
12		2月6日	8名	道路植栽工 （高木伐採）	20：00～6：00 翌0：30～6：00	5本	4本	妨害なし	￥2,057,324 （支出済み）				
13	令和５年度	4月4日								起案	保安業務の委託について	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課
14		4月4日								契約締結	保安業務の契約締結 支出限度額：9,796,710円	―	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課

NO.	年度	日時	区 従事者	工種	予定時間 実施時間	予定	実績	理由	警備委託費	区分	内容	決裁 区分	関係部署等
15	令和５年度	4月11日	7名	道路植栽工 （伐採・伐根）	0：00～23：59 4：00～ 7：00	5本	0本	妨害行為により中止	￥5,936,936 （支出済み）				
16		7月3日								起案	法律相談の実施について （妨害行為がある中で工事を進めるため） 上限額：160,000円	丙決裁	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 道路公園課
17		10月13日								起案	仮処分命令申立 （工事区間への立入を禁止）	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課
18		10月13日								起案	予算の事業間流用 （仮処分申請に係る費用の確保）	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 財政課
19		10月13日								起案	法的支援業務の委任契約について （仮処分命令申立事件）	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
20		10月13日								契約締結	法的支援業務の委任契約 着手金　：3,100,000円 報酬金等 上限額：2,420,000円	―	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
21		11月15日								仮処分 申し立て	仮処分命令申立 （工事区間への立入を禁止）	―	申立先：東京地方裁判所 環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課
22		11月28日	8名	道路植栽工 （高木伐採）	20：00～ 6：00 20：30～22：30	5本	1本	妨害行為により中止	未清算				
23		11月29日	8名	道路植栽工 （高木伐採）	20：00～ 6：00 20：00～21：00	5本	0本	妨害行為により中止	未清算				
24		11月30日	8名	道路植栽工 （高木伐採）	20：00～ 6：00 20：00～21：00	5本	0本	妨害行為により中止	未清算				
25		12月18日								起案	仮処分命令申立の変更	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 総務課
26		12月19日								起案	法的支援業務の契約変更について	甲決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課
27		12月19日								契約変更	法的支援業務の契約変更	―	申立先：東京地方裁判所 環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部 契約課

環境まちづくり部資料4－3
令和6年2月1日

街路樹状況図



凡　例	状　況	数　量	単　位
●	伐採済み	7	本
●	伐採予定	23	本
●	移植予定	2	本

環境まちづくり部資料４―４
令和６年２月１日

第21回　神田警察通り沿道整備推進協議会について

●開催概要

令和5年12月19日（火）14：30～16：00
千代田区役所8階　第1委員会室

●議題

① 「神田警察通り周辺まちづくり方針」について
部会で 6 回に亘り議論し固めた「まちづくり方針案」について、区として決定していく旨を説明
⇒内容の変更に関わる意見無し（原案通り了承）

② 神田警察通りの道路整備について
Ⅰ期工事完了後からの状況について時系列で説明
（委員からのご意見）
- 錦町三丁目施設が令和 8 年に完成すれば、車いすや杖を付く方が多く訪れるようになる。それまでに警察通り含めた周辺道路は、安全に通れる道にしなければならない。
- Ⅱ期工事の早期進捗とともに、Ⅲ期以降の工事についても早く進めてほしい。

（会長まとめ）
いろいろなご意見をいただいたが、皆さんの意見は一致しているようだ。計画通りの整備を早く進めていただきたいということだと思う。

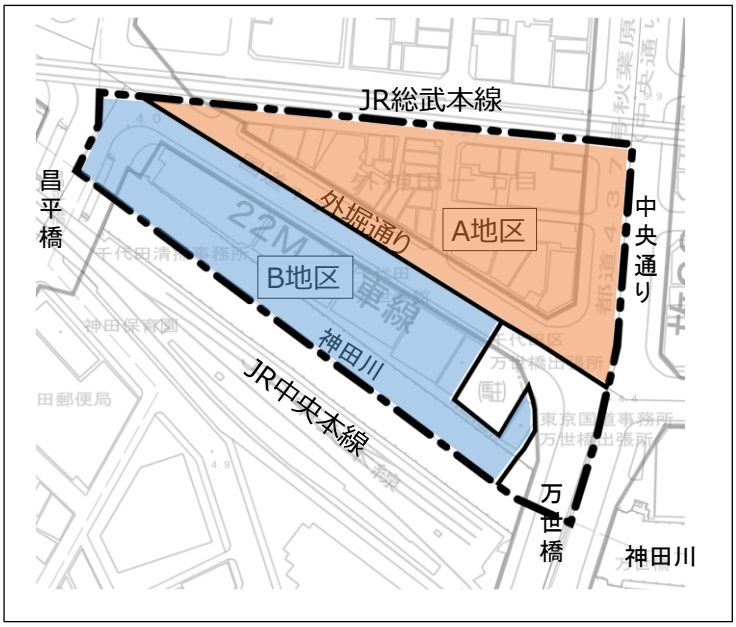
③その他（協議会の体制について）
協議会の体制について、区の考えを報告
- 協議会について、今後、様々な方の意見を取り入れるべく体制の見直しを検討する。
- 区として、今後もこの協議会を中心にまちづくりの検討を進めていきたいと考えており、これまでの体制を尊重しつつ、新たな体制については、より多様な意見を取り入れる手法を検討していく。
- 具体的には、現在、学識経験者へのヒアリングをしているところであり、今後、協議会の場で報告していく。

環境まちづくり部資料５
令和６年２月１日

外神田一丁目南部・九段南一丁目・富士見二丁目北部・二番町地区地区計画について

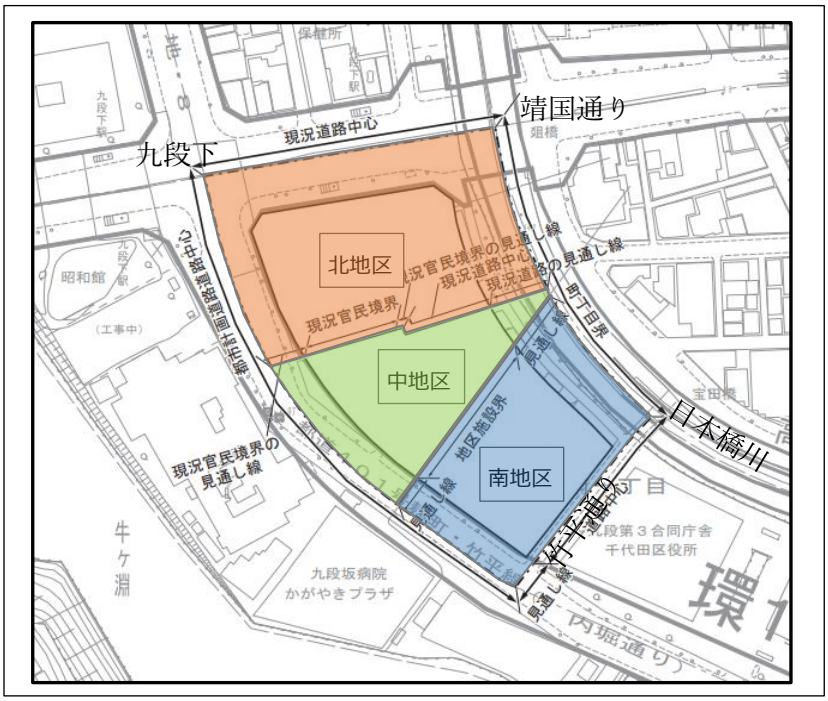
外神田一丁目南部地区地区計画、九段南一丁目地区地区計画の都市計画決定、富士見二丁目北部地区地区計画の変更の都市計画決定及び二番町地区地区計画の変更の都市計画手続きが進められている。

1 外神田一丁目南部地区地区計画（都市計画決定 令和5年 10 月 13 日）



（区域面積 約 1.9ha）

2 九段南一丁目地区地区計画（都市計画決定 令和5年 12 月 28 日）

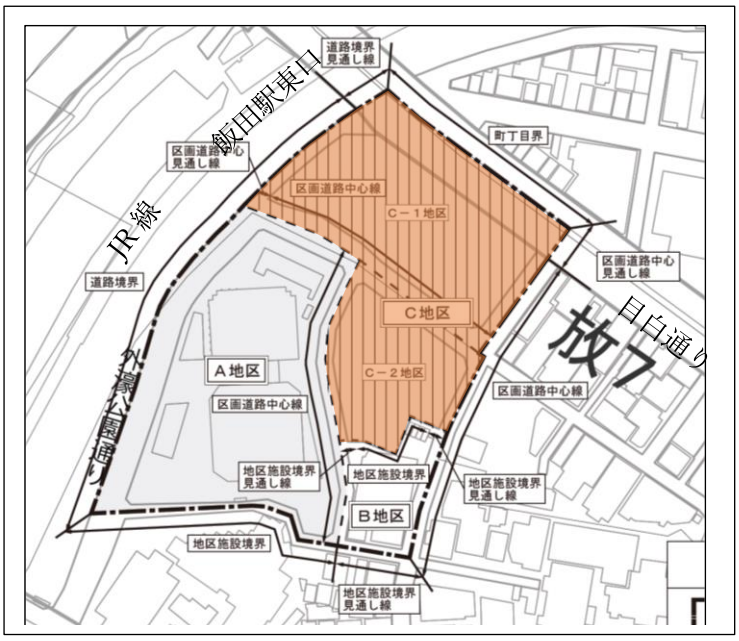


（区域面積 約 2.3ha）

3 外神田一丁目南部地区・九段南一丁目地区 地区整備計画の項目（下線部：建築条例予定）

<u>建築物等の用途制限、容積率の最高限度・最低限度、建蔽率の最高限度</u>
<u>敷地面積・建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度</u>
壁面後退区域の工作物の設置の制限、形態又は色彩その他意匠の制限

4　富士見二丁目北部地区地区計画（都市計画変更決定　令和5年 12 月 28 日）

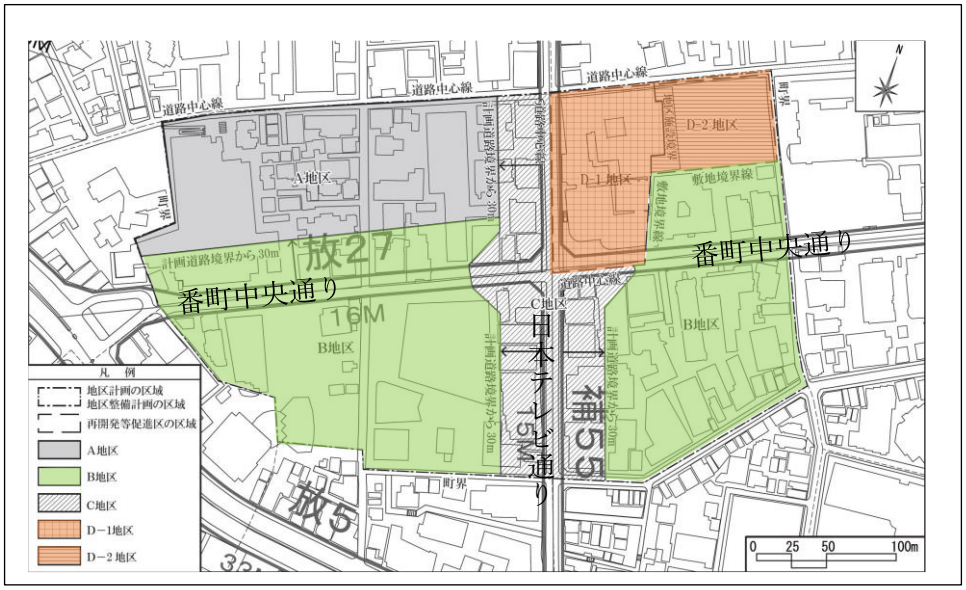


（区域面積　約 2.3ha）

地区整備計画の項目（下線部：建築条例予定）

A 地区、C-1,C-2 地区　建築物等の用途制限、容積率の最高限度・最低限度、建蔽率の最高限度
敷地面積・建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度
壁面後退区域の工作物の設置の制限、形態又は色彩その他意匠の制限

5　二番町地区地区計画の変更（案）



（区域面積　約 12.1ha）

地区整備計画変更（案）の項目（下線部：建築条例予定）

D－1、D-2地区　建築物等の用途制限、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度
壁面の位置の制限、高さの最高限度、緑化率の最低限度
形態又は色彩その他意匠の制限、壁面後退区域の工作物の設置の制限

地区計画変更スケジュール　都市計画審議会　令和6年2月8日（予定）

環境まちづくり部資料６
令和６年２月１日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正について

１ 法律の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的に制定された。（平成27年制定）

２ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（平成28年4月施行）

消費性能向上計画について、省エネルギー誘導基準に適合の認定審査を行う。

認定を受けた場合は容積特例（省エネ機器設置の機械室等を上限10％）を受けることができる。

省エネルギー誘導基準	事務所・学校等	省エネ水準の 0.6
	ホテル・病院等	省エネ水準の 0.7
	住宅	省エネ水準の 0.8

３ 建築物省エネルギー消費性能基準の適合性判定（平成29年4月施行）

延床面積 300 ㎡以上の非住宅用途建築物の省エネルギー基準の審査を行う。

４ 今回の改正（令和6年4月1日施行）

再生可能エネルギーの導入促進の制度等が盛り込まれ、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

環境まちづくり部資料７
令和６年2月1日

燃料電池ごみ収集車と現行清掃車（小型プレス車）の燃費について

	燃料電池ごみ収集車	小型プレス車
最大積載量	1,800 kgのごみ積載	2,000kg のごみ積載
車　体	全長　６，５００㎜未満 全幅　２，１８０㎜ 全高　２，３６０㎜	全長　５，２３０㎜ 全幅　１，８４５㎜ 全高　２，２９０㎜
燃　料	水　素	軽　油
スタンド	イワタニ水素ステーション芝公園	淡路町・飯田橋
燃料代	1kg　　1,210円	１ℓ　　概ね155円
満タンでの走行	10,5kg の水素で約 170 ㎞走行	70ℓの軽油で約 287km 走行
１km 走行費用	74.7円 （燃費　16.2km/kg）	37.8円 （燃費　4.1km/ℓ）

環境まちづくり部資料８
令 和 ６ 年 ２ 月 １ 日

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について

１　千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会の設置

千代田区都市計画マスタープラン（令和３年５月 31 日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりが展開できるようにするため、多様な意見を交換して地域の共通認識を築くまちづくりの合意形成のあり方及びその実現に向けた仕組みとしてのまちづくりプラットフォームについて検討を行う。

２　第５回検討会

（１） 開 催 日　令和６年１月 22 日（月）

（２） 議　　題

・第４回検討会での意見対応について

・千代田区まちづくりプラットフォームのあり方について

・実証実験について

（３） 主な意見

ア まちづくりプラットフォームのあり方について、一度作って終わりではなく、フィードバックして改善していくような仕組みが大事である。

イ まちづくりプラットフォームのあり方について、ペルソナがあるとより具体的でわかりやすくなるのではないか。

ウ よいまちを作るためには、まちづくりプラットフォームという道具の話ばかりではなく、よりよいまちを作るための What や Why という要望を吸い上げていくものとセットであるという認識をしっかり持つことが大事である。

エ 誰もが参加しやすいように庁内連携の取れたワンストップの窓口を設けることが大事ではないかと思う。

オ 楽しみながら考える機会があり、その上で意見交換ができるというプロセスを踏むことが大事である。

カ 千代田区を一地方都市として捉え、千代田区としてどのようにやっていったら自分たちが居心地のよいまちになり、みんなから千代田区に行きたいと思われるまちになるかというのを前提として、このまちづくりプラットフォームのあり方検討会もやっていけるとよい。

キ まちづくりを行う際に、やりたいことをやろうとすると、財源はどうするという話になる。ほかの自治体でどのようなことをされているのかという研究も含めて、ぜひ検討いただきたい。

ク 実証実験について、神保町に関する無形の価値観やイメージなども把握することが重要である。

ケ 実証実験について、神保町によく来る人や新しく来た人と居住者では神保町への考え方が異なるため、意見を分けたほうがいい。

コ 実証実験のヒアリングについて、まだヒアリングできていない人に対し、どんな方法で、どういうアクセスをしたら意見をもらえるか、関わってもらえるかというアイデアが出たと思う。

３　今後のスケジュール

令和５年 10 月頃～　：千代田区まちづくりプラットフォームの実証実験

令和６年３月頃　　：第６回検討会

４月以降　　：パブリックコメント・千代田区まちづくりプラットフォームのあり方策定

参 考 資 料 1

まちづくりの合意形成に向けた
千代田区まちづくりプラットフォームの
あり方素案（案）

令和６年１月

目　次



序章　千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の全体像 1

第1章　千代田区まちづくりプラットフォームの概要 4

1　千代田区まちづくりプラットフォームとは 4

2　検討の背景 6

（1）　近年の社会情勢 6

（2）　千代田区のまちづくりの情勢 6

（3）　千代田区のまちづくりの方針 6

（4）　千代田区のまちづくりにおける合意形成の手法 7

3　千代田区の特性 8

（1）　３つのエリア 8

（2）　人口 8

第2章　まちづくりの合意形成と意思決定 11

1　まちづくりにおける合意形成と意思決定 11

2　合意形成に向けて求められる要件 13

3　合意形成プロセスを経ることで得られるもの 15

4　まちづくりのプロセスと千代田区まちづくりプラットフォームに求められる支援 16

第3章　千代田区まちづくりプラットフォームのあり方 21

1　千代田区まちづくりプラットフォームの対象範囲 21

2　千代田区まちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割 22

3　千代田区まちづくりプラットフォームの支援機能 23

第4章　みんなで取り組むまちづくりに向けて 28

結章　おわりに 30

資料編 30

序章

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の全体像

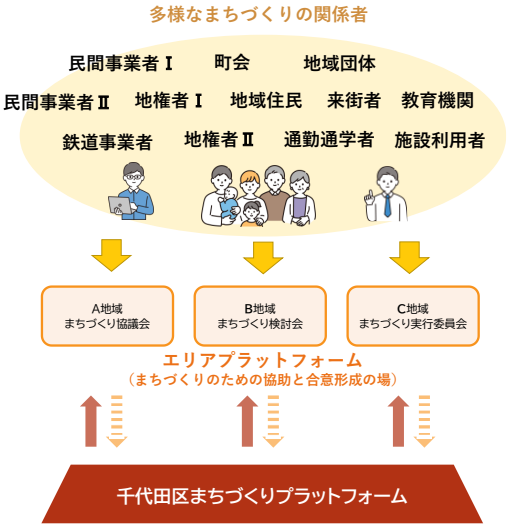


千代田区まちづくりプラットフォーム（以後、「まちづくりプラットフォーム」という）のあり方とは、千代田区都市計画マスタープラン（令和３年５月改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりが展開できるような合意形成を進めるために、また、地域発意でのまちづくりの意思決定や取組みが進むために、地域の事情に合わせた形でまちづくり協議会等（以後、「エリアプラットフォーム」という）への支援を実施する組織体である「まちづくりプラットフォーム」の考え方とその仕組みやプロセスをまとめたものです。本書は、以下の４章で構成しています。

なお、エリアプラットフォームは、地域の実情等に応じて、地域の関係者や企業、行政等、多様なまちづくりの関係者で構成されます。そのようなエリアプラットフォームにおいて、地域のまちづくりの指針や具体のまちづくりについてみんなで話し合い、合意形成を進めます。

第１章　千代田区まちづくりプラットフォームの概要

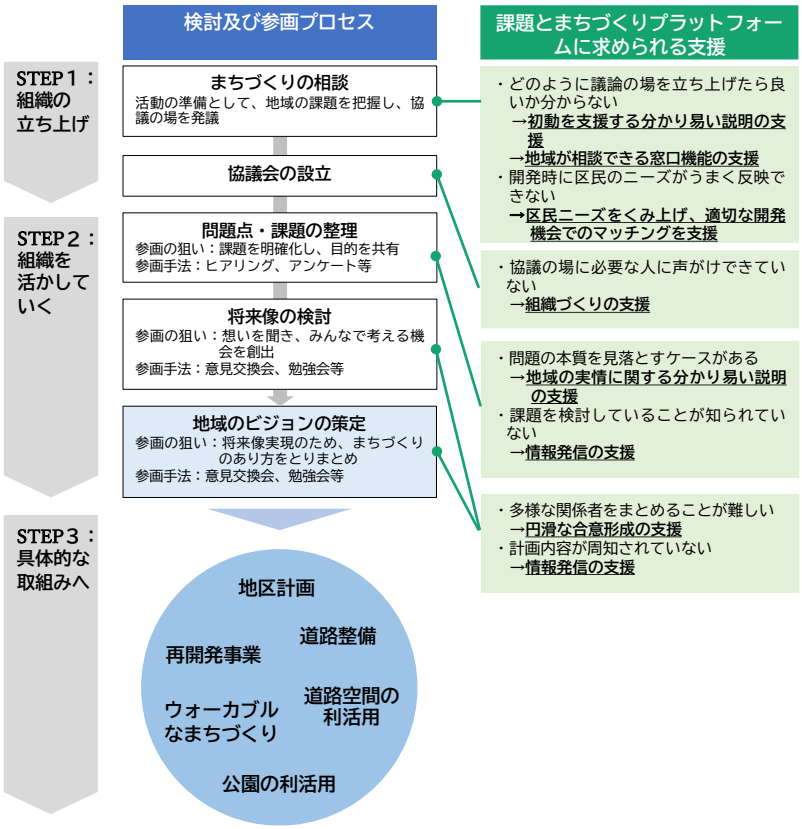
まちづくりプラットフォームに関する説明や、エリアプラットフォームとの関係性を記載しています。また、まちづくりプラットフォームが求められる背景について、近年の社会情勢や千代田区のまちづくり情勢の変化、千代田区の特徴から記載しています。



第２章　まちづくりの合意形成と意思決定

まちづくりを進めるにあたり、多様な関係者が参画・協働し、地域のまちづくりに対して議論を重ねる合意形成のプロセスを経ることで様々な効果を得ることができます。本章では、合意形成に向けて求められる要件、多様な関係者が参画・協働し、地域のまちづくりについてよりよい答えを求めて試行錯誤しながら議論を重ねることで得られるものや具体的なまちづくりのプロセス等について記載しています。

■構想段階のまちづくりにおける合意形成のプロセスの例



第３章　千代田区まちづくりプラットフォームのあり方

まちづくりプラットフォームが支援の対象とする取組みやまちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割、まちづくりプラットフォームの５つの支援機能について記載しています。

■まちづくりプラットフォームの役割と構成



第４章　みんなで取り組むまちづくりに向けて

まちづくりプラットフォームの実現に向けて、今後検討すべきテーマを記載しています。

■検討すべきテーマ

テーマ①	まちづくりプラットフォームの組織体制等の具体化
テーマ②	まちづくりに関する情報発信サイトの構築
テーマ③	合意形成の手法等
テーマ④	多様な人々の参画の推進
テーマ⑤	テーマ別のコミュニティ形成

結章　おわりに

まちづくりプラットフォームのあり方のまとめを記載しています。

資料編

用語集や検討経緯、検討会の委員名簿を記載しています。

第1章　千代田区まちづくりプラットフォームの概要



1　千代田区まちづくりプラットフォームとは

「プラットフォーム」とは、システムやサービスの「土台や基盤となる環境」のことです。

このことから、まちづくりプラットフォームは、千代田区のまちづくりにおいて、「共通の土台」となるもので、一定以上のまとまりによる地域での様々なまちづくり活動を支えるものです。

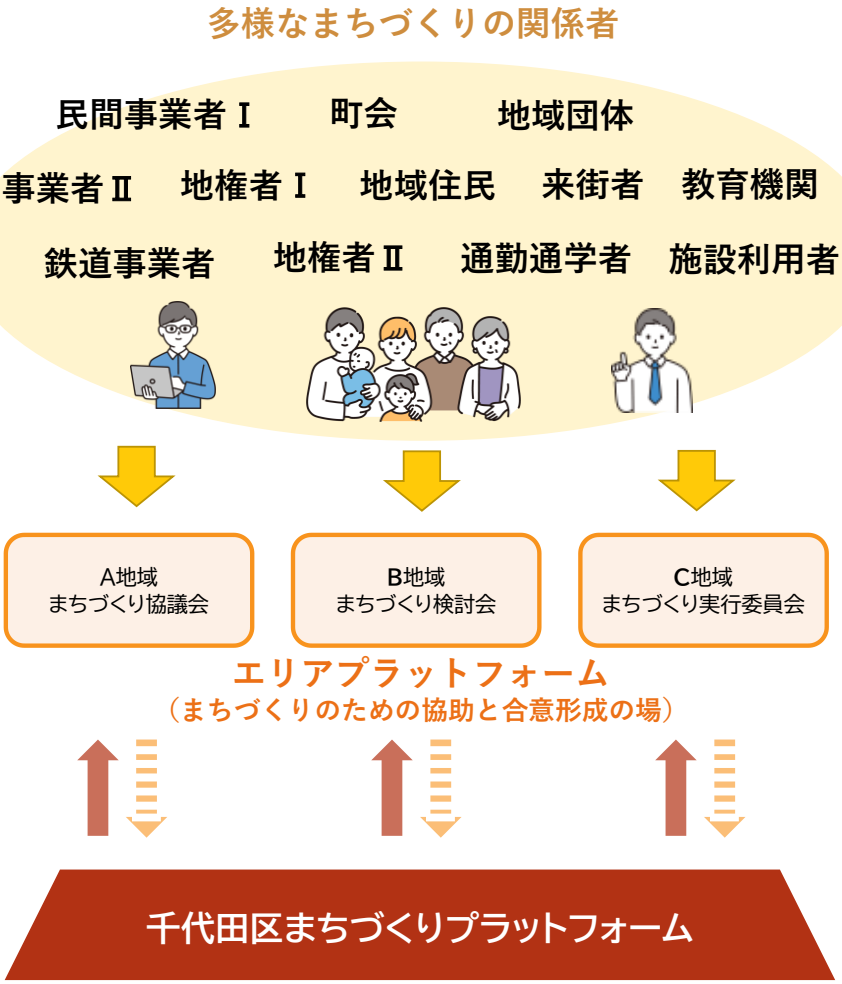
千代田区では、合意形成を図りながらまちづくりを推進してきました。とりわけ、再開発や公共施設整備にあたっては、各地区でエリアプラットフォームを組織してきました。

しかしながら、総論から具体の事業（空間づくり）へと各論に進むにあたり、エリアプラットフォームでは合意形成が円滑に進まず、まちづくりが停滞・長期化し、区民等がサービスを享受できないケースが発生しています。

計画の構想段階において区民のニーズをとらえ、区や民間企業による空間づくりに反映する機会を創出するなど、「合意形成を円滑に進める受け皿」としてのエリアプラットフォームの形成及び活動が重要となります。

そこで、このエリアプラットフォームの形成及び活動を支援するための仕組みとして、公・民・学連携 まちづくり支援組織「まちづくりプラットフォーム」を設置し、区主導や事業者提案、地域発意で行われる様々な形態でのまちづくりの合意形成等を円滑に推進することを目指します。

▼様々なエリアプラットフォームを支えるまちづくりプラットフォームのイメージ



2　検討の背景

(1) 近年の社会情勢

これまでのまちづくりやその際の合意形成は、行政が公共の担い手であるという観点のもと、比較的画一的なまちづくりの関係者の捉え方やまちづくりの方法論に基づいて進められてきました。しかし昨今は、国や自治体による一元的・平等主義的な公共事業・サービスではなく、住民や地域組織、企業等の民間の多様な主体が担い手として参加し、官民が協働で形成する「新しい公共」が求められています。

また、近年、社会・経済状況の変化や地域コミュニティの流動化、個人の価値観の多様化、デジタル化やコミュニケーション方法の多様化など、急激な社会変化等が生じています。

こうした状況により、まちづくりにおいては、**関係者の増加と範囲の拡大、それに伴う合意形成の複雑化や長期化等の課題**が生じています。

(2) 千代田区のまちづくりの情勢

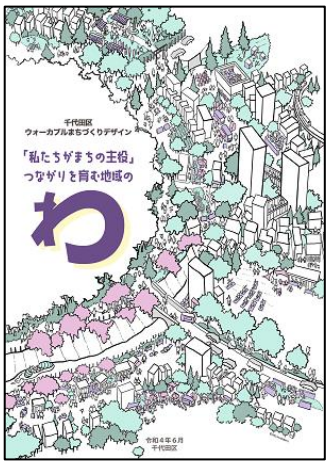
一部の地域のまちづくりにおいて、エリアプラットフォームで議論され、合意に至ったことについて地域内で意見が割れ、まちづくりが停滞するといったことが生じています。

特に、まちづくりの取組みの一部について、強い賛成・反対の意見が出る場合等は、対立構造が生じてしまい、まちづくり全体の取組みが停滞・長期化することで、本来まちづくりで得られるはずのメリットが享受できなくなる等、多くの区民等に影響があります。

(3) 千代田区のまちづくりの方針

千代田区では、昭和 62 年策定の「千代田区街づくり方針」において、定住人口の回復と、区民生活と都市機能の調和を目標に定め、区民・企業・行政の三位一体によるまちづくりを進めてきました。

平成 10 年に策定された千代田区都市計画マスタープランにおいては、土地利用の方針の一つとして、地域の住民・企業の参加と合意を得ながら、きめ細かくまちを更新していくことが定められました。その後、千代田区では公共空間活用検討会や各地域のエリアプラットフォームを通じて地域課題の解決についての地域別の議論が行われ、区や各地域の実情に沿ったまちづくりが進められてきました。令和３年５月に改定された千代田区都市計画マスタープランでは、将来像を「つながる都心」と定め、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりの展開を目指しています。また、「つながる都心」を実現するためのウォーカブルなまちづくりの方針である「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」（令和４年６月



▲千代田区ウォーカブル
まちづくりデザイン

策定）においては、ウォーカブルなまちづくりの実現のため、区民・事業者・行政が一体的に取り組んでいくとともに、多様な主体で共創しながら推進していくための場づくりの必要性を示しています。

（4）千代田区のまちづくりにおける合意形成の手法

千代田区では、これまでのまちづくりにおいて、都市計画法など法令に定められた手続きを進める中で、区民等の意見を反映し、そのプロセスによって合意形成を進めてきました。

また、法令に定めのない地域のまちづくり構想やまちづくりガイドライン、開発等においては、平成 26 年 4 月に策定された「千代田区参画・協働ガイドライン*」に定められた手続きを準用することで、区民等の参画と協働を図り、そのプロセスによってまちづくりの合意形成を進めてきました。

これらの合意形成のプロセスは、区と区民等における参画・協働には有効に活用され、区と区民等との合意形成において機能してきました。しかし、まちづくりに関わる人が多様化し、「区民と区民」の合意形成の重要性が増す中、これまでの合意形成のプロセスに加え、よりまちづくりに特化した合意形成の仕組みが求められています。

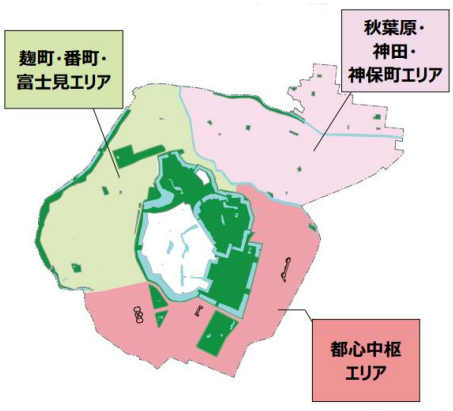
＊千代田区参画・協働ガイドラインは、区民等の区政への参画と、区民等と区の協働を推進する際の、区の職員の基本的姿勢を示したものです。

3　千代田区の特性

(1) 3つのエリア

千代田区内には、歴史や文化を感じられる落ち着いた住環境と都心の利便性が調和する麹町・番町・富士見エリア、下町文化や界隈の個性を継承しつつ新たな魅力・価値を創造する秋葉原・神田・神保町エリア、政治・経済の中枢として首都東京を牽引しながら進化を続ける都心中枢エリアの３つの基本エリアが存在します。

千代田区は、それぞれのエリアの個性や魅力等の違いを活かし、相互に作用させることで、区の魅力や価値を一層高めるまちづくりを展開しています。



▲千代田区の基本エリア
（千代田区都市計画マスタープラン）

(2) 人口

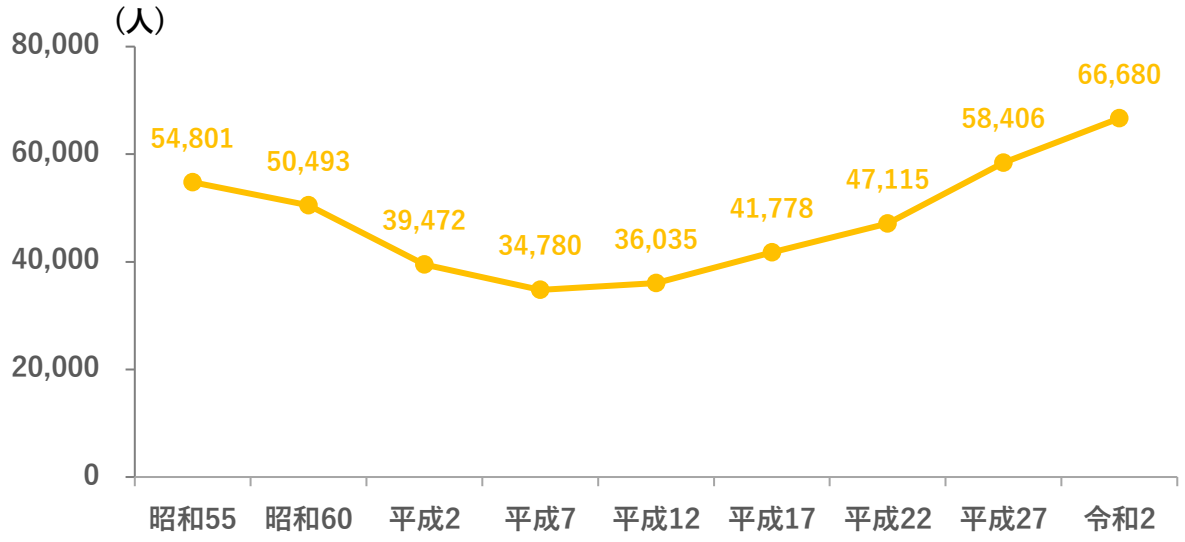
一時は４万人を下回った千代田区の定住人口は、居住機能の回復を目指したまちづくりの推進により、平成 25 年には、平成４年に区の基本構想で目標に掲げた定住人口５万人に到達しました。現在も増加傾向にあり、令和４年 10 月１日時点では約６万 7,000 人となっています。また、千代田区は転入・転出が活発であり、毎年区民の１割ほどが入れ替わっています。

一方、昼間人口は約 90 万人となっており、多くの人々が千代田区に通勤・通学しているほか、観光客等の交流人口を含めると、千代田区は 100 万人規模の大都市となります。そのため千代田区は、定住人口は６万 7000 人でありながら、充実した交通インフラのほか、教育機関や文化施設、大規模病院などの都心ならではの高度な機能やサービスを有しています。

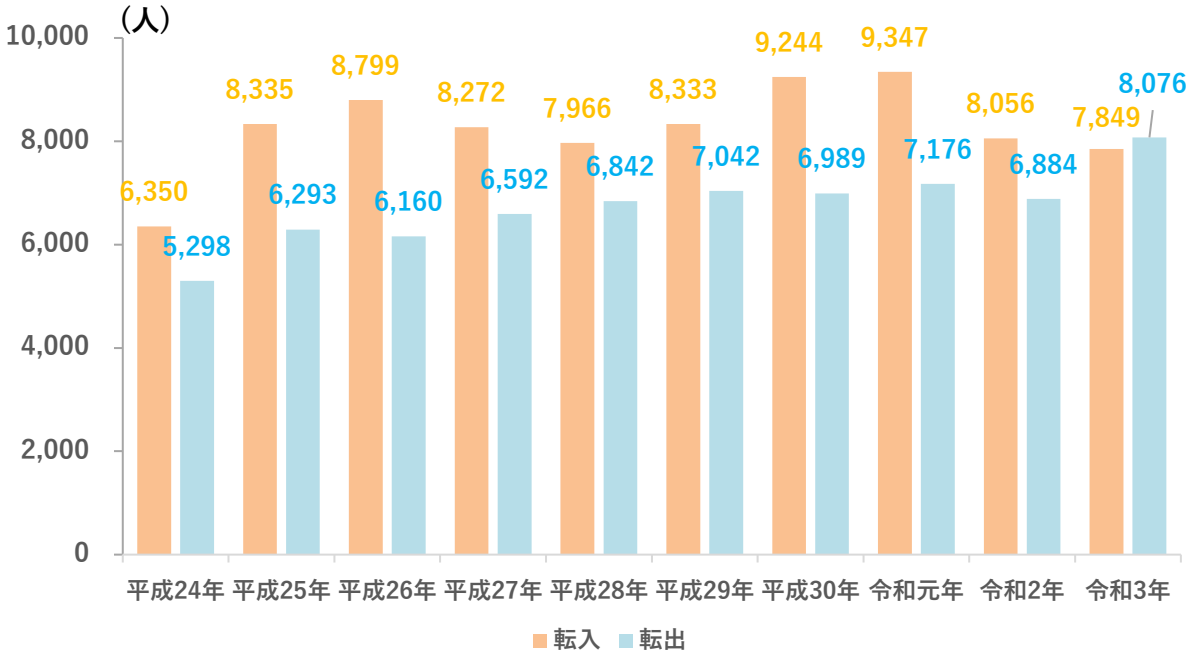
また、千代田区内には 100 を超える数の町会が存在し、地域コミュニティの形成・維持において重要な役割を担ってきました。しかし、千代田区の町会加入率は下降傾向が続いており、特に賃貸マンションの住民の加入率が低い傾向にあります。

このように、歴史ある静謐な住宅街としての顔と都心の中枢としての顔を併せ持つ千代田区においては、時代とともに様々な環境が変化し、そこで活動する人々が多様化する中で、よりきめ細やかにまちづくりの合意形成を行っていくことが求められています。

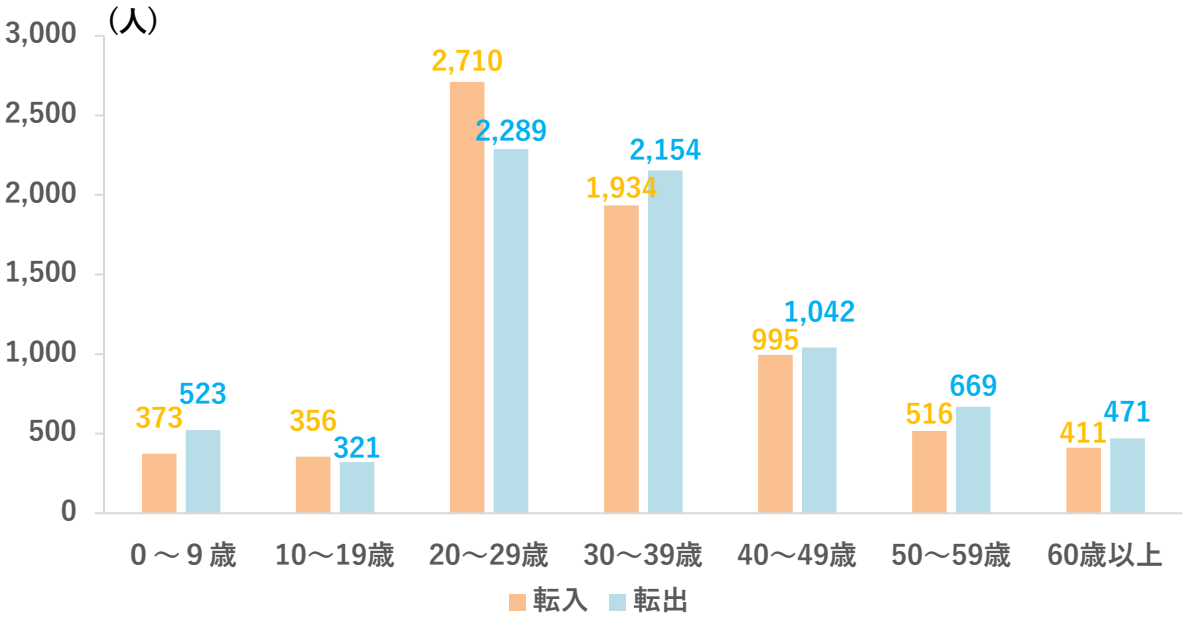
▼千代田区の総人口の推移（千代田区人口ビジョン（令和３年度））



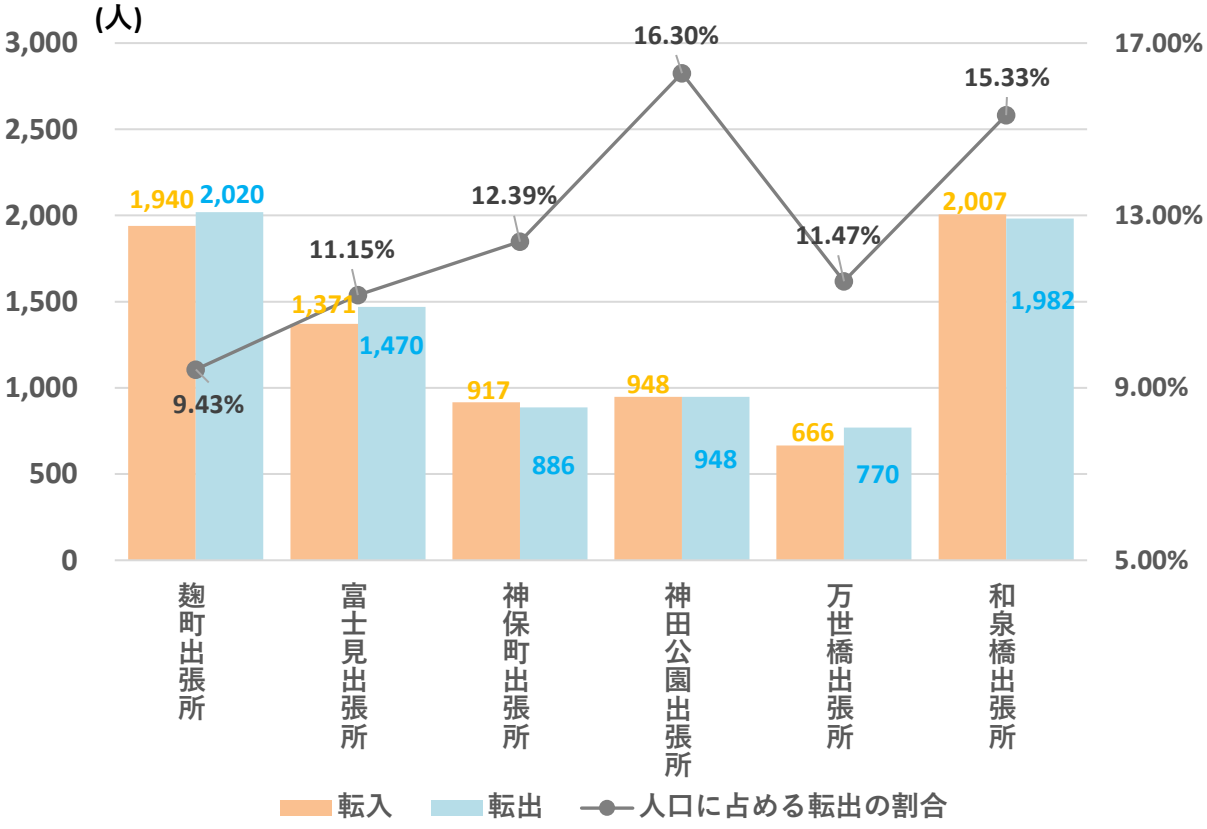
▼千代田区における転入・転出数



▼千代田区における年齢別転入・転出数



▼地域別転入・転出者数及び人口に占める転出者数の割合（令和３年）



第2章　まちづくりの合意形成と意思決定



1　まちづくりにおける合意形成と意思決定

地域が自発的に取り組むまちづくりでは、まちづくりの組織を立ち上げ、まちづくりのルールやイベントなど、地域のみんなで話しながら、合意形成を図ることになります。

また、行政が主体となり進めるまちづくりでは、「地域のみんなで話し合いながら合意形成を進めるプロセス」があり、それを踏まえ「行政が意思決定をして実施する」という流れで展開されます。具体的には、計画を策定する段階では地域が中心となり、計画の案を考え、関係者間で合意形成を図り、意思決定権者である区による意思決定がなされます。その後、計画が策定され、事業が実施されます。

なお、まちづくりにおける合意形成は、色々な立場の人の意見の違いについて話し合い、協議・調整し、最終的に一致すること、あるいは一致を目指すことを、意思決定は物事の決定権のあるものが、複数の代替案から最善の案を選ぶことを言います。

前頁で記載の通り、合意形成は色々な立場の人の意見の違いについて話し合い、協議・調整し、最終的に一致すること、あるいは一致を目指すことを指します。

しかし、まちづくりでは、日々の生活や価値観に様々な影響を及ぼし、権利や利害に触れることもあるため、関係者間で意見の相違や対立が生じることがあります。加えて、同じ「賛成」・「反対」という立場であっても、その中には全面的に賛成・反対の人やどちらかというと賛成・反対の人など、様々な意見を持つ人がいます。また、意見はあってもそれを合意形成の場等では表明しない方もいます。

このように、様々な想いがあるなかでも共通していることは、**“よいまち”にしたい**ということではないでしょうか。しかしながら、“よいまち”のイメージは一人ひとり異なります。まずはそのことを私たちは認識しなければなりません。したがって、“よいまち”を実現するためには、関係者の想いを理解し、想いを実現、つなげていくことが重要になります。

▼まちに対する様々な想いのイメージ



2　合意形成に向けて求められる要件

まちづくりの合意形成においては、取組みの規模や重要度、それに伴うスピード感、地域の実情等によって、期限の設定や最適な手法の選択等をしていく必要があります。

まちづくりの取組みの内容等に関わらず、“開かれた場づくり”を通じて“情報を共有”する機会を、まちづくりの検討プロセスの中に取り込むことで、互いの想いを理解し、合意形成につなげることができます。

（1）：開かれた議論の場をつくる

まちづくりは、多様な関係者が参画することから、相反する意見が生じることが多々あります。そのため、自分とは異なる意見が多くを占める際に意見が言いづらくなってしまうようなケースも考えられます。

一方で、多様な意見が得られることで、お互いの立場や意見を認め合い、理解につなげることができます。様々な手法を組み合わせて活用することで自由で幅広い意見を募り、合意形成に向けた議論を積み重ねることが必要です。

（2）：多様な関係者が参画できるようにする

まちづくりにおいては、住民、地権者、地域団体、民間事業者、対象地域への通勤・通学者、自治体など、多くの関係者が存在します。まちづくりのテーマや規模等によって、関係者は様々に変化します。このことを考慮しながら、それぞれの取組みにおける関係者を明確にし、ICT 等を活用しながら多様な関係者が多様な手法で参画できるようにすることが必要です。

（3）：意見を整理する

議論の場では、出てくる意見も多種多様です。その中で、賛成か反対という二項対立的な構造にしてしまうと合意が困難となります。賛成意見の中にも一部反対があり、また逆のこともあります。意見を大きな枠組みで捉えるのではなく、しっかり分析・整理・可視化することで、差異や共通点を明確化することが重要です。また、明確な意見を表明しない方（いわゆるサイレントマジョリティ、サイレントマイノリティ）の意見を引き出していくことも重要となります。加えて、議論を踏まえた意見のマッチングや代替案の検討、外部からの客観的な意見等を通じて、意見を整理することで、地域のルールづくりなど円滑に合意形成が進む可能性が高まります。

（4）：情報の共有を図る

立場が異なると、得られる情報の量や内容も異なります。合意形成の重要な材料である情報に不均衡が生じていると、合意形成が困難になることから、関係者が持つ情報の質・量を同じものとしていく必要があります。

そのために、情報の発信側の関係者は、関係者全員が同じ情報にアクセスし共有できるように

するとともに、多様な手段で関係者にそのことを発信することで、関係者が情報を「自分事」として受け取れるように工夫することが必要です。同時に情報の受信側も、それらの情報を積極的に取得していくことが必要です。

　また、関係者がまちづくりの内容だけでなく、お互いの立場や意見等の基礎情報、それぞれの意見の基となるデータ等を共有し、理解し合うことも重要です。

3　合意形成プロセスを経ることで得られるもの

まちづくりに取り組むにあたっては、多様な関係者が参画・協働し、地域のまちづくりについてよりよい答えを求めて試行錯誤しながら議論を重ねるプロセスが重要です。広く意見を受け止め、まちづくりの活動に反映することができるように、豊かな合意形成に向けたプロセスを経ることが求められています。

この豊かな合意形成に向けたプロセスを経ることで、以下のものを得ることが期待できます。また、議論の積み重ねから得られたものを未来のまちづくりに活かしていくことが重要となります。

（1）地域に関する新たな気づき

合意形成に向けた議論を重ねる中で、まちづくりに参画する多様な関係者の意見や立場、地域の情報を知ることができ、その中から地域の魅力や課題といった新たな発見を得ることができます。新たな発見は、当該議論だけでなく、未来のまちづくりにおいても活用されることが期待されるとともに、地域のまちづくりのモチベーションにもつながることが期待されます。

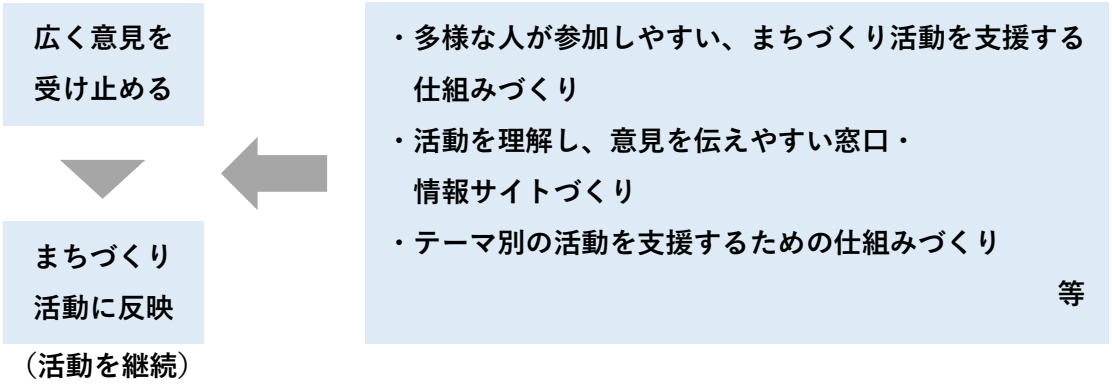
（2）地域の共通認識の構築

地域に関する新たな気づきが進む中で、賛成・反対の意見に共通する考え方などから、地域で大事にしているもの、地域に必要なものが見えてくることで、地域の将来像等について共通認識を構築できることが期待されます。

（3）地域の新たなつながり

合意形成の場を通じて、多様な関係者間で新たなつながりができることが期待されます。お互いの立場を理解して議論を進めることができれば、賛成・反対の垣根を越えて信頼関係を築くことができ、それが地域の力となることが期待されます。

▼豊かな合意形成に向けたプロセスを実現するための取組みイメージ

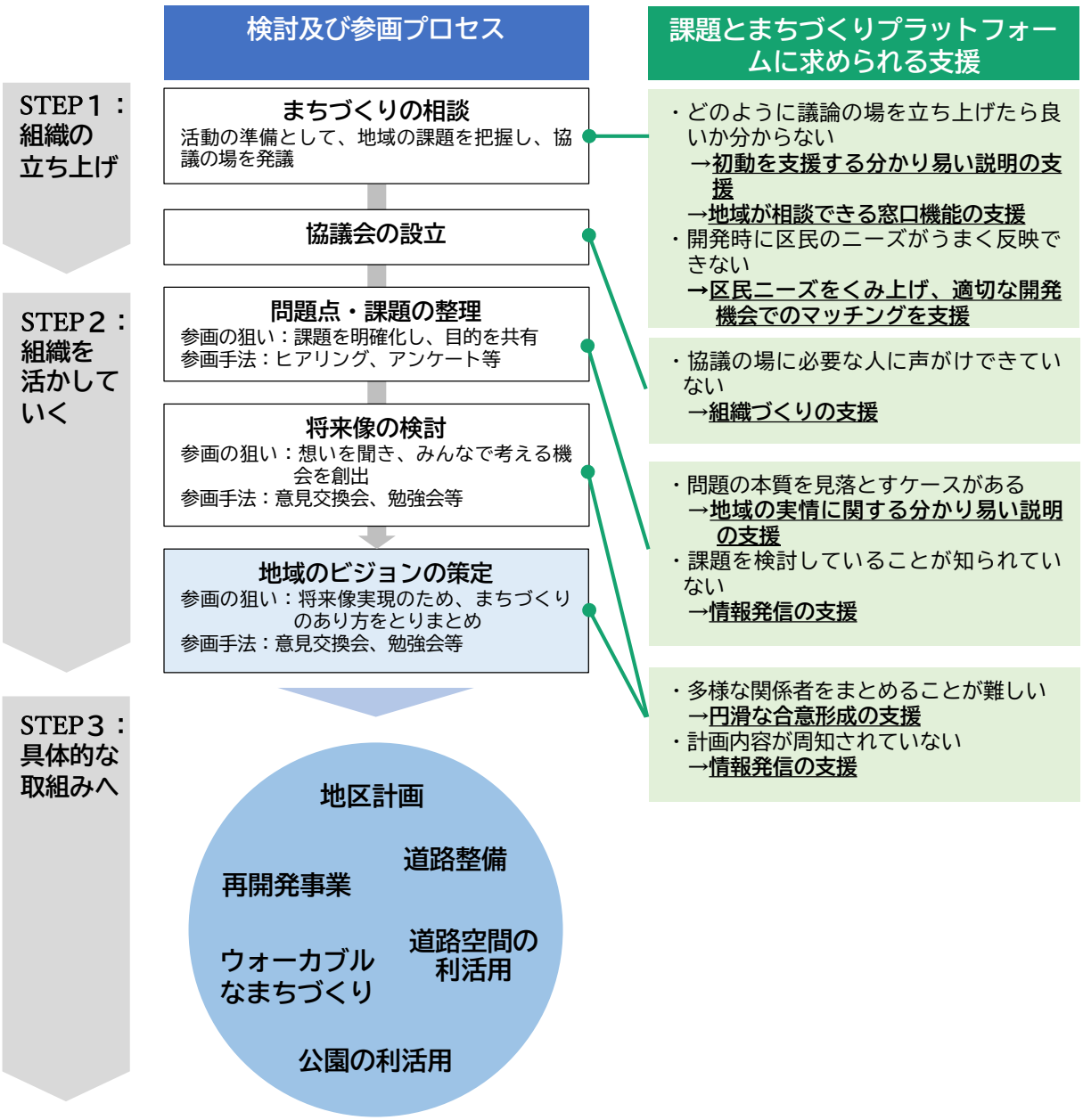


４　まちづくりのプロセスと千代田区まちづくりプラットフォームに求められる支援

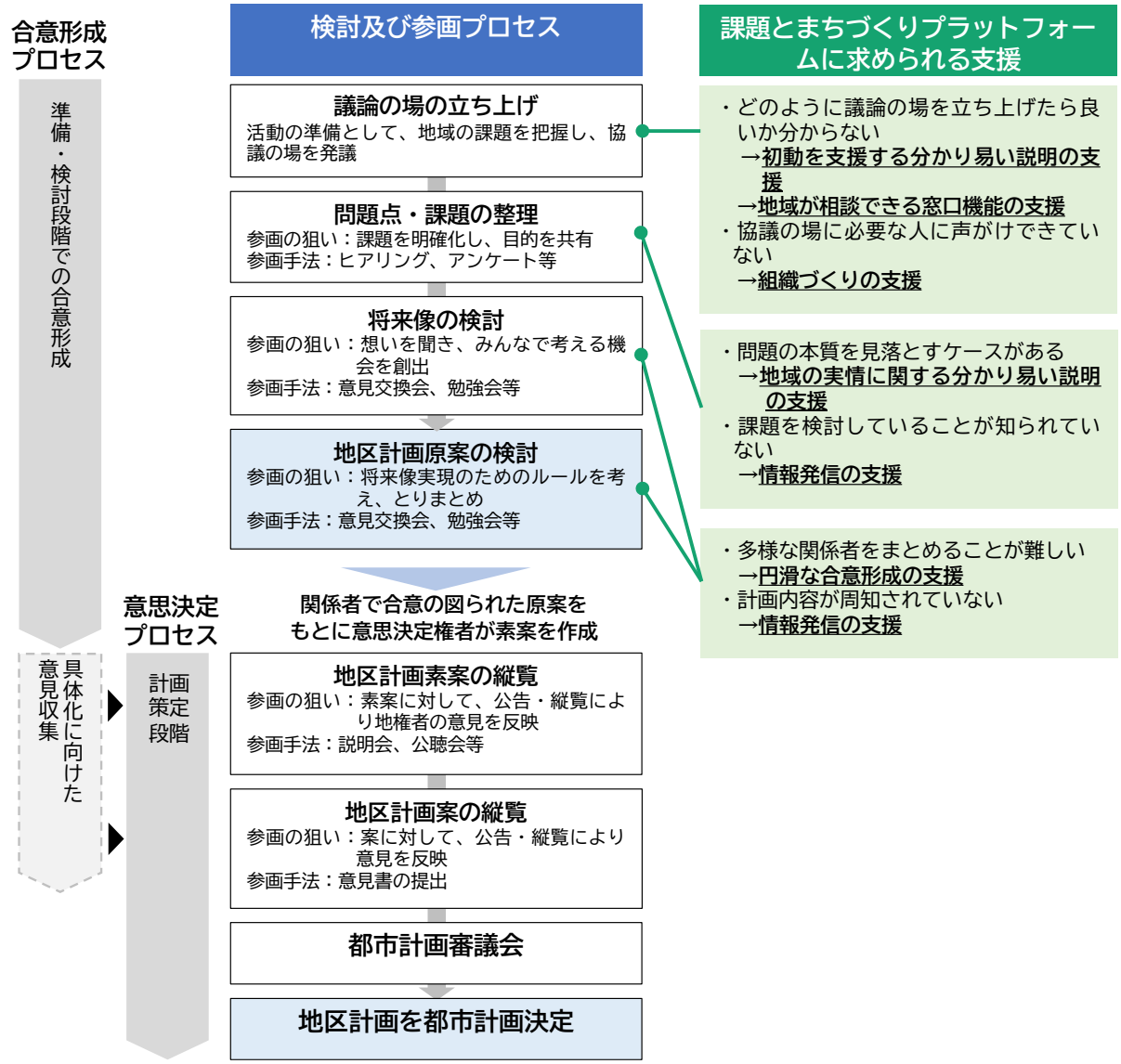
２～３を踏まえて、合意形成が求められる事業計画の前段である構想段階でのまちづくりのプロセスの例を記載します。以下に記載するプロセスは、まちづくりを進めるにあたっての一例であり、地域特性やまちづくりの進捗状況に合わせて柔軟に対応することになります。

これらの取組みを進める上で各検討段階では様々な課題が想定されます。これらの課題に対して、支援をすることがまちづくりプラットフォームには、期待されています。

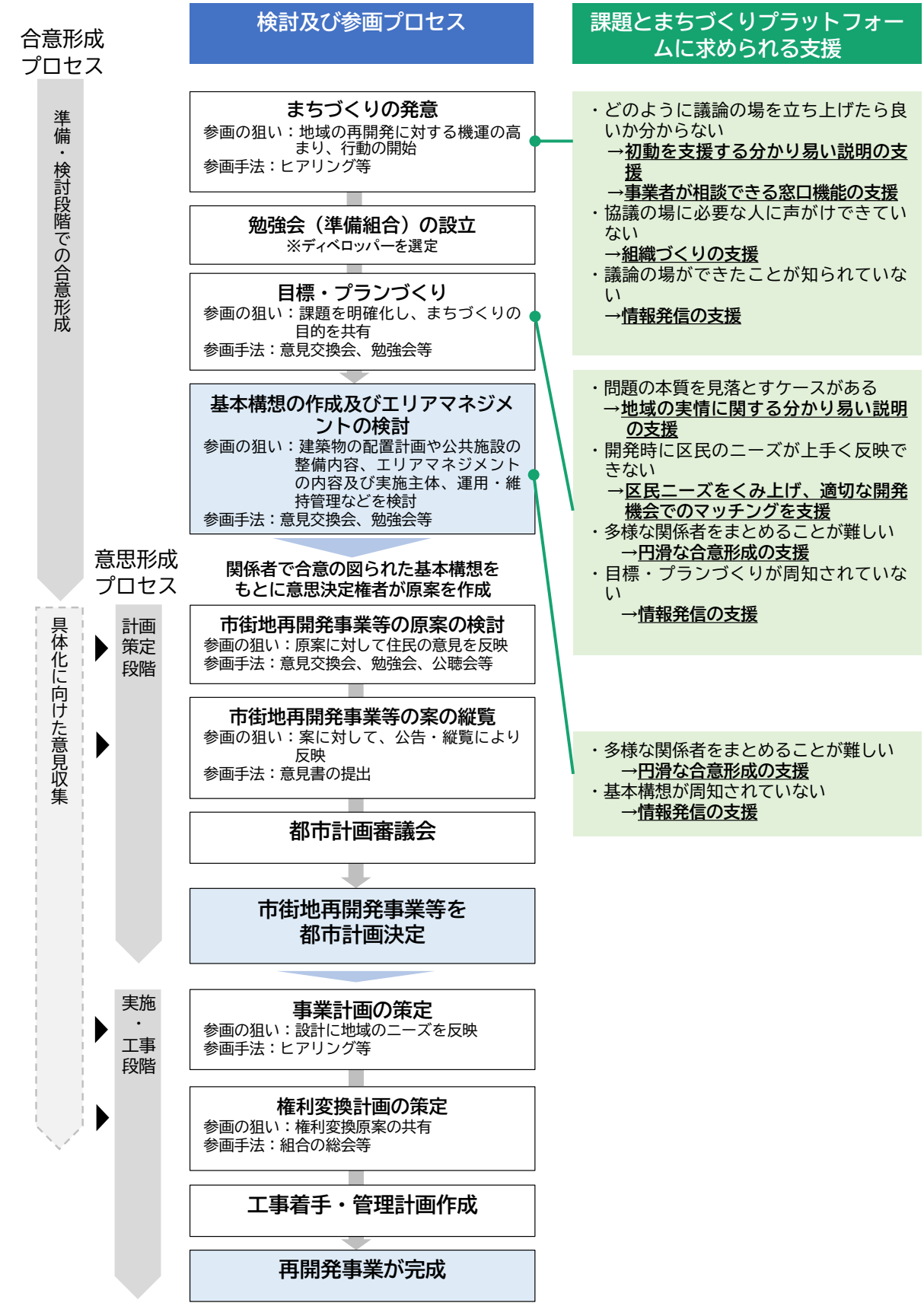
▼構想段階のまちづくりにおける合意形成のプロセスの例



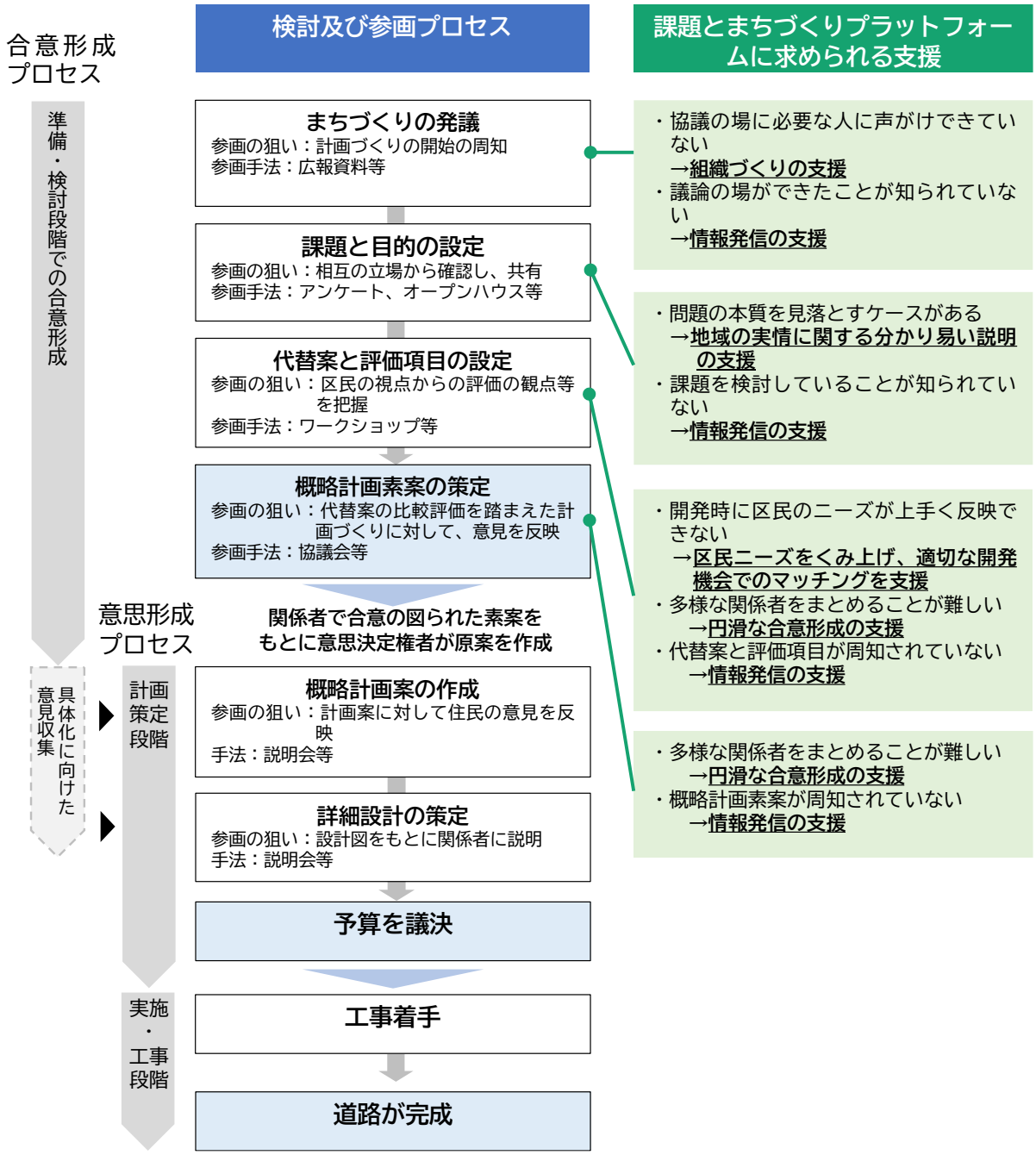
▼地区計画における合意形成及び意思決定のプロセスの例



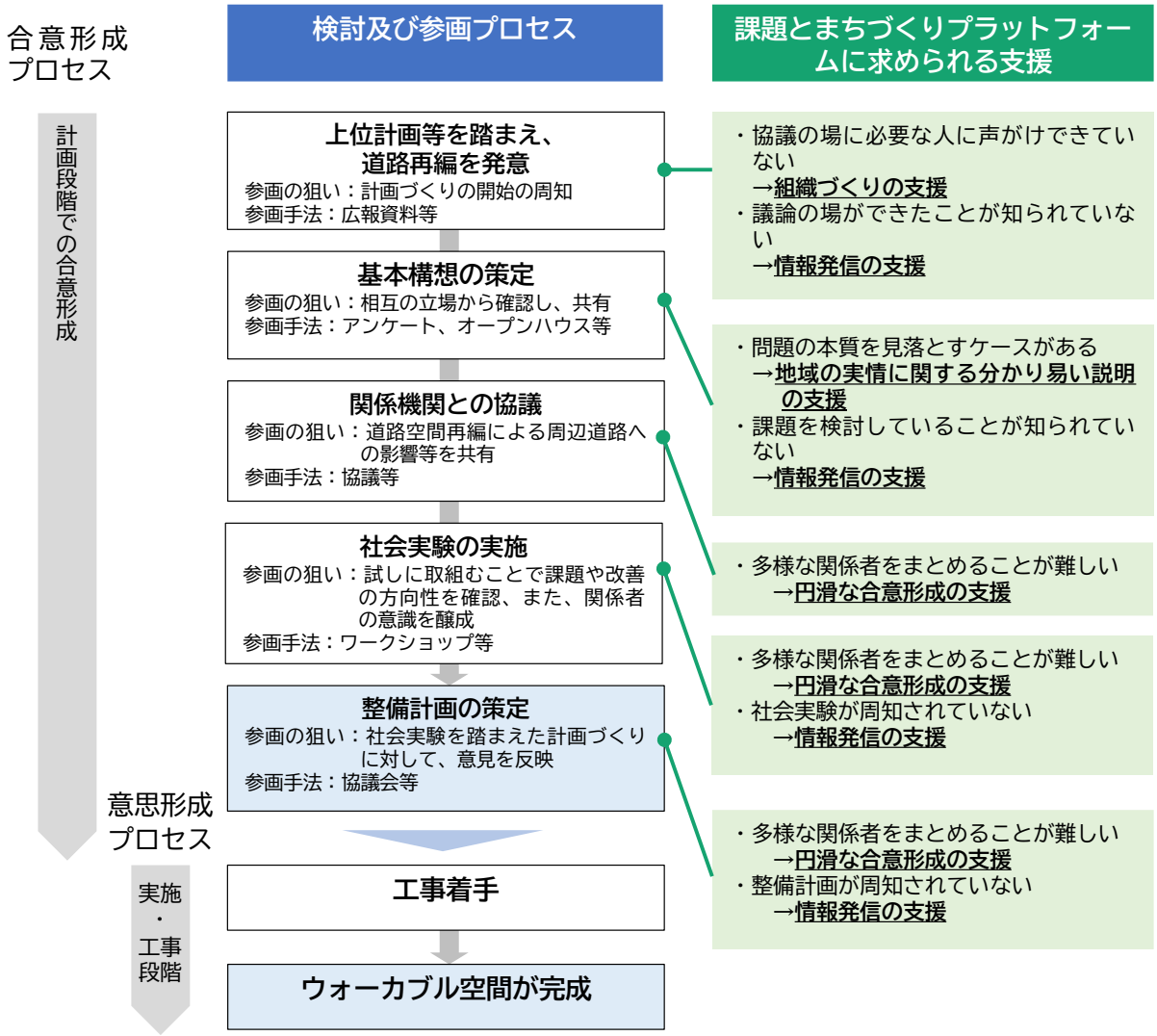
▼再開発事業における合意形成及び意思決定のプロセスの例



▼道路整備事業での合意形成及び意思決定のプロセスの例



▼道路空間再編（ウォーカブル空間づくり）での合意形成及び意思決定のプロセスの例



第3章　千代田区まちづくりプラットフォームのあり方



本章では、第２章で示した合意形成の実現や地域発意でのまちづくりの意思決定及び実施に向けて求められる、まちづくりプラットフォームのあり方を整理します。

１　千代田区まちづくりプラットフォームの対象範囲

まちづくりプラットフォームでは、区や開発事業者が実施する空間の供給に関する取組みと、地域で活動されているみなさんが主体となっている活動の需要に関する取組みを対象とします。

▼まちづくりプラットフォームの対象範囲のイメージ



公開空地を使った広場整備のイメージ



歩きやすいの道路空間のイメージ



お祭り開催のイメージ



地域の活動のイメージ



空間の供給に関する取組のイメージ

・公共空間の整備・改修事業
・市街地再開発事業
・提案制度による再開発事業
・サイバー空間（デジタルツイン等）の整備　等



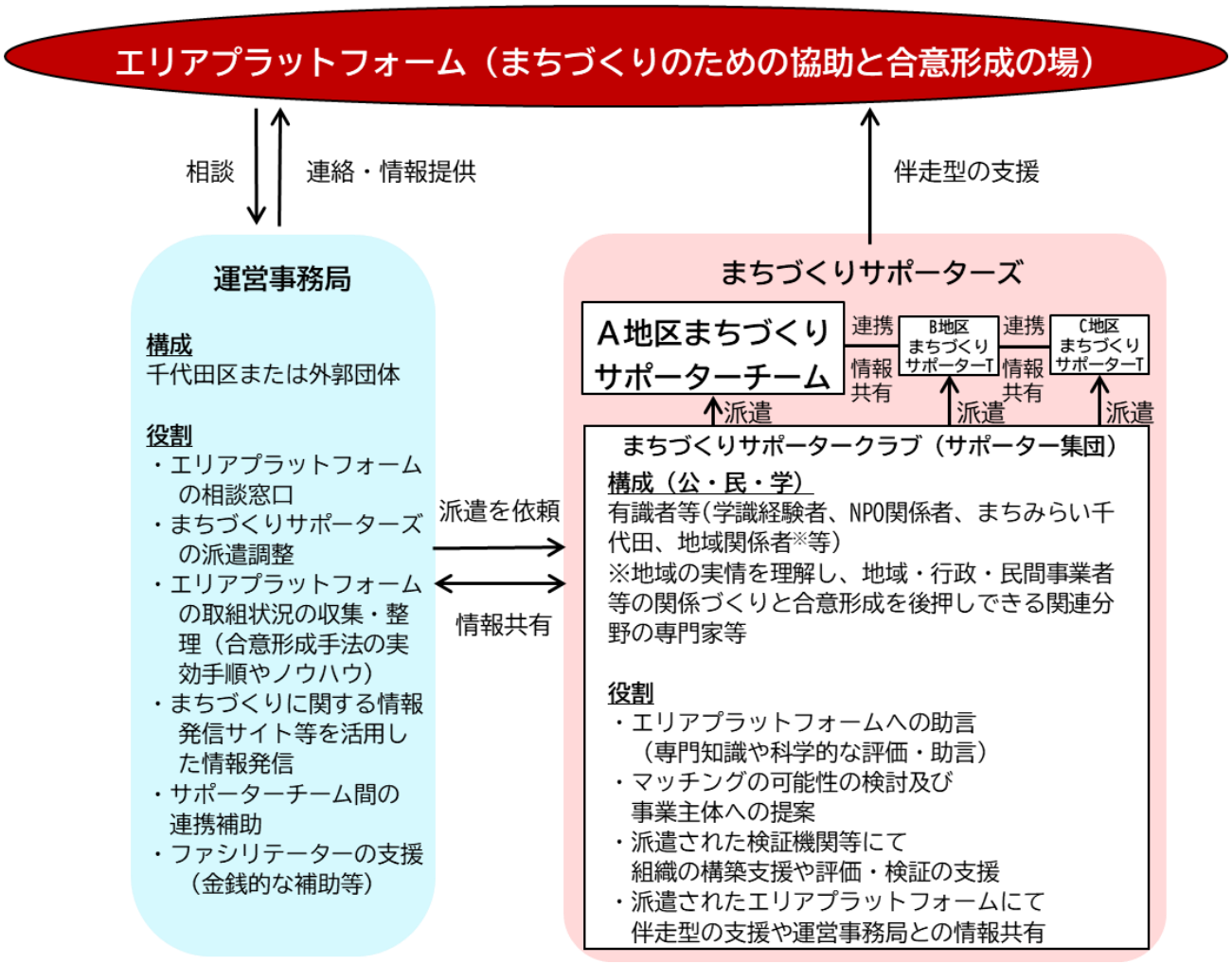
活動の需要に関する取組のイメージ

・憩える広場をつくり、育てる
・お祭りなどのイベントを継続的に実施する
・子どもが遊ぶ場所をつくり、育てる
・近くに避難所を確保し、安心して暮らせるまちにする

2　千代田区まちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割

まちづくりプラットフォームは、以下のとおり運営事務局とまちづくりサポーターズで構成します。運営事務局がエリアプラットフォームからの相談を受け、まちづくりサポーターズと連携し、伴走型の支援を実施します。

▼まちづくりプラットフォームに関わる各主体の関係性と役割



3　千代田区まちづくりプラットフォームの支援機能

第２章４節の「まちづくりのプロセスと千代田区まちづくりプラットフォームに求められる支援」で整理した課題を踏まえ、まちづくりプラットフォームでは、話し合う場の創出や運営の支援、公共空間や市街地再開発事業などの空間供給の機会を捉えて地域ニーズとマッチングするなど、運営事務局とまちづくりサポーターズが連携し、以下の５つの支援機能を担うことで地域のまちづくりを支えていきます。

▼まちづくりプラットフォームの支援機能の概要



公開空地を使った
広場整備のイメージ

地域のイベントの
支援イメージ

支援① 分かり易い説明：開発動向や地域ニーズの整理と共有

- 区民からの相談窓口及び開発事業者からの構想段階での計画内容の相談を受ける窓口を事務局に設置します。
- 区民からの相談に対して、地域での機運が高まってきた場合、地域発意に向けた動きを支援します。
- 開発やニーズの最新情報の収集と地域の実情についての分かり易い説明と理解の補助を支援します。
- 良好に進んでいるエリアプラットフォームについて、事例として蓄積をし、他地域への情報共有を実施します。

支援② 組織支援：エリアプラットフォームの設立及び運営支援

- 実施主体の意向を受けて、区民、地域等への打診を実施します。
- エリアプラットフォームの組織づくりの支援に向けて事務局より、まちづくりサポーターズへ派遣を要請し、まちづくりサポーターチームを編成します。
- 既存のエリアプラットフォームに対しても、事務局よりまちづくりサポーターズへ派遣を要請し、チームを編成、組織運営に対しての課題を支援します。

支援③ マッチング：ニーズ実現方策の検討及び提案

- 地域のニーズに対して、都市計画制度で対応できるものと、別途対応するものに識別します。
- まちづくりサポーターズは、都市計画制度で対応できるものについて、事業者の開発構想と照らし合わせて、マッチングの可能性を検討し、関係者との協議を支援します。

支援④ ルールづくり・合意形成：具体的な取組みに関する合意形成支援

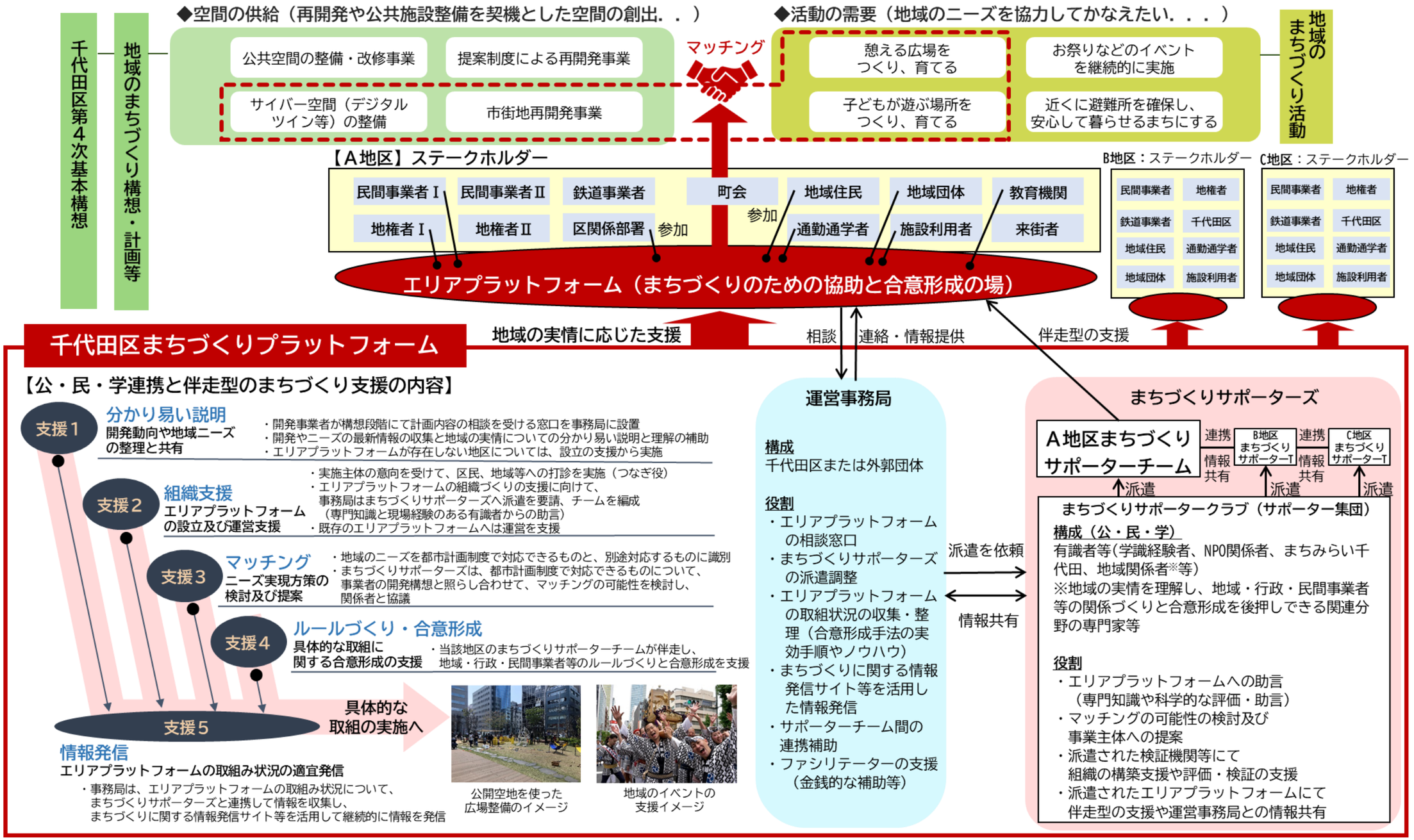
- 当該地区のまちづくりサポーターズが伴走し、地域・行政・民間事業者等のルールづくりと合意形成を支援します。

支援⑤ 情報発信：エリアプラットフォームの取組み状況の適宜発信

- 事務局は、エリアプラットフォームの取組み状況について、まちづくりサポーターズと連携して情報を収集し、まちづくりに関するに関する情報発信サイト等を活用して継続的に情報を発信します。

以下にまちづくりプラットフォームの全体像を示します。

▼まちづくりプラットフォームの全体像



コラム：神田淡路町の淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発事業（ワテラス）

神田淡路町界隈は、昭和 30 年をピークに人口が減少していました。淡路小学校では、昭和 51 年の創立 100 周年を機に、卒業生らを中心に「淡路町の未来を考える座談会」を開き、以来、住民同士で再開発への勉強を重ねるようになりました。

そして平成 5 年、淡路小学校が閉校し、これを契機に地域住民と安田不動産などをメンバーとして「淡路地域まちづくり計画推進協議会」が発足しました。また、平成 13 年には、地権者による「淡路町二丁目地区再開発準備組合」が設立しました。

再開発準備組合ではアンケートや個別ヒアリングで地権者の方々の意見や要望を汲み上げ、勉強会を重ね、再開発コンセプトが取りまとめられました。再開発準備組合が東京都・千代田区に提案した地域貢献策には、以下の 9 つの項目があります。

①オープンスペースと快適な歩行者空間の創出
②定住人口回復に向けた多世代住宅の整備
③公園機能の再編・拡充による緑地の創出
④周辺道路の無電柱化等によるまち並み形成
⑤生活支援店舗（スーパー等）の整備
⑥地域活性化に寄与するコミュニティ施設・学生ボランティア支援施設の整備
⑦屋上緑化・保水性舗装等のヒートアイランド対策
⑧地域防災および帰宅困難者支援の活動拠点整備
⑨タウンマネジメント組織によるまちづくりの新たな取組

特に、⑥の学生ボランティア支援施設は、今後のまちづくりの担い手として、学生たちがこの場所で日常生活を送りつつボランティア活動を行うことを期待して、住民の方々からの発案により、学生マンションも取り組まれています。

建物竣工後も、再開発準備組合の意思はエリアマネジメント団体である「一般社団法人淡路エリアマネジメント」に引き継がれています。例えば、神田祭では、ワテラスコモンには神輿の御仮屋が置かれ、新旧住民や学生の皆さんが賑やかに神輿を担ぐなど、開発を通じて地域のまちづくりが進んでいます。

まちをつくって終わりではなく、まちを育てていく視点をしっかりと持ち、エリアプラットフォームである「淡路エリアマネジメント」が中心となり、地域住民等とも協力しながら地域のまちづくりを盛り上げています。

▼ワテラスの全景



▼多くの若者が参加した ワテラスでの神田祭



出典：安田不動産株式会社ホームページ、https://www.yasuda-re.co.jp/yasuda/meguri/page08.html

第4章　みんなで取組むまちづくりに向けて



第２章で示したまちづくりの合意形成と意思決定、第３章で示したまちづくりプラットフォームのあり方の実現に向けて、以下について取組んでいきます。

（１）まちづくりプラットフォームの組織体制等の具体化

まちづくりプラットフォームの各機能を滞りなく実行するとともに、多様な主体による多様なまちづくりでまちづくりプラットフォームが活用されるよう、最適な運営主体や運営方法、地域への入り方等、まちづくりプラットフォームの組織の具体化を進めます。

（２）まちづくりに関する情報発信サイトの構築

まちづくりプラットフォームの支援⑤「情報発信」においては、多様な関係者が誰でも簡単に入手できるようにする必要があります。そのため、まちの現状やこれまでの歴史や経緯、取組方針やエリアプラットフォームの活動状況、まちづくり活動を支援するためのコンテンツなど、まちづくりに関わる様々な情報が一元化されたまちづくりに関する情報発信サイトを構築する必要があります。Ｗｅｂ上での構築を検討しつつ、Ｗｅｂでは情報を取得できない方への対応や、データベースの内容や情報の見せ方等、運用方法等を含めたまちづくりに関する情報発信サイトのあり方について具体化を進めます。

（３）合意形成の手法等

まちづくりの合意形成を進めるために必要な合意形成の手法等について、「まちづくり推進の手引き」に記載していますが、加えて以下の内容について検討を進め、まちづくりプラットフォームの支援機能に反映することで、エリアプラットフォームの自主的かつ効果的な合意形成を促進していきます。

■多様な意見を得るための検討

第２章に示した合意形成に求められる要件の実現と、まちづくりプラットフォームによるエリアプラットフォームへの効果的な支援に向けて、合意形成に関する手法等について継続的に研究し、実装に向けて検討していきます。特に、まちづくりの取組みに関して明確な意見を表明しない方の意見を得るための仕組みや手法等についての検討が必要です。

■ICT の活用の検討

多様な関係者が時間・場所の制約を超えてまちづくりに関わりやすくするため、ICT を活用した合意形成の手法やツールについて研究し、実装に向けて検討していきます。同時に、ICT の活用により起こりうる問題（匿名性等）についても研究していきます。

（４）多様な人々の参画の推進

まちづくりの取組みについての分かりやすい情報発信・周知方法や、まちづくりへの興味・理解を深める取組み等の実施について研究し、まちづくりを「自分事」としてもらえるようにしていきます。また、外国人のまちづくりへの参画に向けた多言語による情報発信や、地域の基礎的コミュニティ（人と人とのつながり）の強化等を通じた参画についても研究していきます。

（５）テーマ別のコミュニティ形成

まちづくりプラットフォームでは、都市計画分野以外も含めて幅広くまちづくりに関する地域の相談窓口機能を担いますが、具体的な支援を行うのはエリアプラットフォームを中心として取組むまちづくりとなります。

その他にも町会のコミュニティ形成や子育てしやすいまちづくりなど、特定のテーマについての支援も必要なものとして存在しています。まちづくりプラットフォームではテーマ型のまちづくりについてもテーマに合わせて、関係部局等へ適切につなぐことで支援していきます。

結章　おわりに



本検討では、千代田区のまちづくりの情勢やこれまでの合意形成の手法を整理するとともに、構想段階のまちづくりや地区計画、再開発事業、道路整備などの具体的な取組を例として、各検討段階にて生じている課題を整理しました。その上で、課題を解決するために求められる支援のあり方について検討することで、まちづくりの円滑な合意形成に向けて期待される５つの機能をとりまとめました。

まちづくりプラットフォームは、この５つの機能をエリアプラットフォームに対して支援する「合意形成を円滑に進める受け皿」として組織され、活動することが期待されています。そのためにも今後は、まちづくりプラットフォームの組織体制等の具体化やまちづくりに関する情報発信サイトの構築を進めるとともに、円滑な合意形成の手法等の研究や多様な人々の参画を推進するための手法の研究、テーマ別のコミュニティ形成に向けた手法の研究に取り組んでいきます。

最後に、本検討にあたっては、「千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会」にて貴重なご意見を頂きました。ここに感謝の意を表します。

資料編

資料編



用語集

あ行

●インフラ（Infrastructure）/社会基盤

インフラストラクチャーの略。国家や社会の存続・発展の根幹を成す施設。道路、学校、発電所、交通機関、通信施設などを指す。

●ウォーカブル（Walkable）

居心地がよく歩きたくなるまちの様子。

令和元年６月に国が「居心地がよく歩きたくなるまちなか」を形成する提言をまとめた。この提言では、「多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を図るべき」とされている。

か行

●交流人口

外部からある地域に訪れる人々。その地域を訪れる目的は、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広く、大きくは観光目的かビジネス目的かで分けられる。

さ行

●サイレントマジョリティ/サイレントマイノリティ

積極的に自分の意見を表明しない多数派/少数派の人々。

●ステークホルダー/利害関係者

ある物事から何らかの影響を受ける全てのグループまたは個人。その範囲は幅広く、対象との関係性によって直接的ステークホルダーと間接的ステークホルダーの２種類に分けられる。

た行

●地区計画

都市計画法、建築基準法に基づいて、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るために、地区を単位として、建築または開発行為を規制・誘導するための手法。地区計画では、地区施設の規模・配置、建築物等に関する制限などを定めることができる。

●千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン

令和４年６月に策定された、道路などのパブ

リック空間に出会いや交流・活動の場を生み出し、生活を豊かにしていくことを目指す、千代田区のウォーカブルなまちづくりの考え方をまとめた方針。千代田区都市計画マスタープランで定めたテーマ別まちづくりの方針を横断して、千代田区でウォーカブルなまちづくりを展開していくために区民・事業者・行政で共有する指針となる。

●千代田区参画・協働ガイドライン

平成 26 年４月に策定された、区民等の区政への参画と、様々な活動主体と区及び活動主体同士の協働を推進する際の、区の職員の基本姿勢やそのための手法等を示すガイドライン。参画と協働を推進する意義や主な手法の特徴を紹介するとともに、区民生活に大きな影響を及ぼし得る 5 つの事例について、参画を推進するための具体的なルールを定めたほか、区政情報の効果的な発信について留意すべき視点の整理などが示されている。

●千代田区都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に規定する「都市計画に関する基本的な方針」 として、まちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取り組みについての考え方を示し、区民、企業、行政など、多様な主体との間でまちづくりの方向性を共有し、連携・協働しながら、それぞれが主体的に取組みを進めていく際の指針。「千代田区都市計画マスタープラン」は、平成 10 年 3 月に策定、令和 3 年 6 月に改定され、「つながる都心～人・まちが織りなす　多彩な都市の価値～」を将来像としている。

●千代田区街づくり方針

昭和 62 年 10 月に策定されたまちづくりの方針。定住人口回復、区民生活と都市機能の調和のために、目標とする都市像を「多様な人々が経済活動する生活都心、地域特性を活かした文化都心、活気と賑わいのある商業都心、国際的に開かれた情報都心」とした。平成 10 年３月策定の千代田区都市計画マスタープランに発展した。

●定住人口

その地域に住んでいる人の数。夜間人口は、常住地による人口。国勢調査時に常住している場所で調査する方（常住地方式）で把握する。常住地方式では、3 か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっている人が対象となる。国政調査は５年ごとに実施されるため、毎年度各月集計される住民基本台帳人口とあわせて、人口動向を把握している。

●デジタルツイン

現実世界のまちや建物などリアル（物理）空間にある情報をサイバー（仮想）空間で”双子”のように再現する技術。

●データベース

検索や蓄積が容易にできるように一定の形式で整理された情報の集まり。通常はコンピュータによって実現されたものを指すが、紙の住所録などをデータベースと呼ぶ場合もある。

は行

●ファシリテーター

話し合いや議論の場において進行役を担い、活発な議論を促進して話を深めて、スムーズに結論を導けるように支援する存在。全体の進行をコントロールして時間を管理しつつ、参加者が新しいアイデアを生み出せるように発言を

引き出すことが求められる。

ま行

●まちづくりガイドライン

一定の範囲のエリアで、再開発や建物の建替え、まちづくりの各種活動をまちの特性に合わせて望ましい方向に誘導するための指針。民間事業者や地域の人々、行政などが協議会等を設立し、合意形成のもと、連携・協調して、望ましいまちづくりを進めていくための道しるべとなる。法制度上の位置付けはないが、都市計画マスタープランに基づき、地区計画などの都市計画手法と連動して機能するものとして、地域で必要と認められた場合に定められる。

A~Z

●ICT（Information Communication Technology）

情報通信技術。まちに配備したセンサーのネットワーク、ビッグデータ、地理空間情報など様々な ICT が、交通、緑や水辺と調和した空間活用、エネルギー、安全・安心、資源循環、行政等の複数の分野横断的なパッケージで適用されはじめている。健康増進、住宅等のストック活用など、地域の様々な課題に対応した創造的なまちづくりを展開することが可能となる。

検討経緯

<table>
<tr><th></th><th>実施内容</th><th>検討内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">令和４年度</td><td>第１回千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会
（令和４年９月 29 日）</td><td rowspan="5">〇千代田区におけるまちづくりの合意形成のあり方の検討
〇千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討
〇実証実験に関する検討</td></tr>
<tr><td>第２回千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会
（令和４年 12 月 22 日）</td></tr>
<tr><td>第３回千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会
（令和５年３月 15 日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令和５年度</td><td>第４回千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会
（令和５年６月 22 日）</td></tr>
<tr><td>第５回千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会
（令和６年１月 22 日）</td></tr>
<tr><td>第６回千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会
（令和６年３月頃実施予定）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">実証実験（令和５年３月頃まで実施予定）</td></tr>
</table>

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会　委員名簿

	氏　名	現　職
有識者	出口　敦	東京大学大学院新領域創成科学研究科　教授
	日永　龍彦	山梨大学大学教育・DX 推進センター　教授
	杉崎　和久	法政大学大学院公共政策研究科　教授
	糸井　重里	株式会社ほぼ日　代表取締役社長
	内海　麻利	駒澤大学法学部政治学科　教授
地域関係者	小木曽　　正	富士見地区町会連合会　連合会長
	小松　惠子	司町二丁目町会　福祉部長
商工観光事業関係者	大橋　知広	千代田区商店街連合会
子育て事業関係者	中田　弾	一般社団法人 D&A Networks　代表理事
福祉・障害者事業関係者	小笠原　桂子	千代田区障害者共助会
	金子　久美子	NPO 法人リーブ・ウィズ・ドリーム　理事長
公募区民	櫻井　洸平	公募区民
	田頭　亜里	公募区民
民間事業者	三原　久徳	一般社団法人千代田まちづくりプラットフォーム　代表理事
	小松　語	独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　都心業務部　担当部長
千代田区	印出井　一美	千代田区　環境まちづくり部長
	加島　津世志	千代田区　環境まちづくり部　まちづくり担当部長

まちづくりの合意形成に向けた千代田区まちづくりプラットフォームのあり方素案（案）
策定年月：令和６年〇月
発行年月：令和６年〇月
編集・発行：千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課
〒102-8688 千代田区九段南 １－２－１
電話番号　０３－３２６４－２１１１（代表）
０３－５２１１－３６１２（直通）

参考資料２

実証実験の概要

実証実験の概要

目的

・地域発意でのまちづくり協議会の立ち上げに向けて、千代田区まちづくりプラットフォームが、
初動期にどのような支援を実施することで、円滑に進めることができるか、
知見を得るために具体の地域で支援を試みています。

対象範囲

・実証実験は、神田神保町1丁目～３丁目を
対象に実施しています。



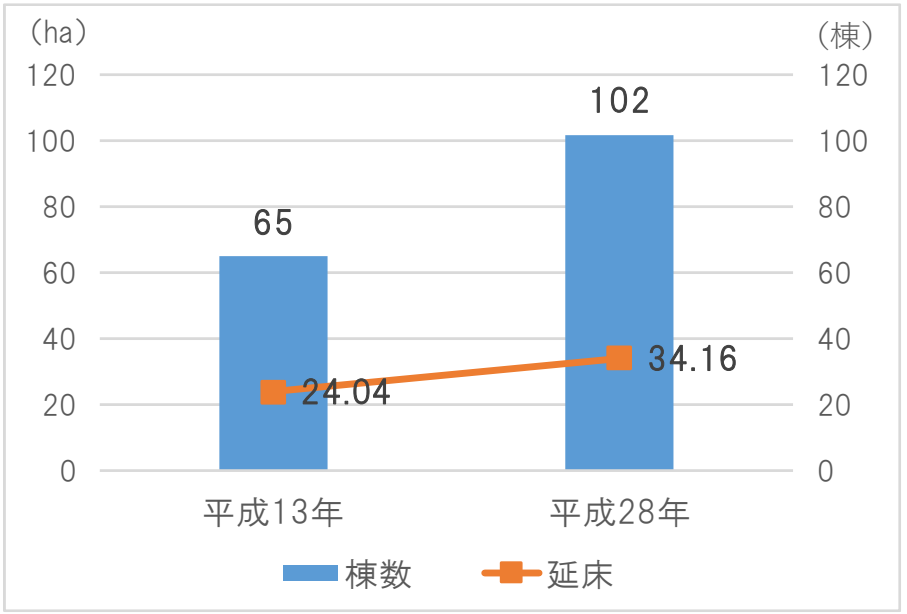
神田神保町地域の状況

建物老朽化に伴う建物更新が懸念されています。

・神保町は古書店街としての歴史を持ち、戦災での被害も少なかったために、
現在でも歴史的なまち並みが残る個性あるまちとして賑わいを見せています。
・その一方で、建物の老朽化やそれに伴う建て替えの懸念
（駐車場付置義務条例による１階部分の駐車場化）がある状況で、マンションが増加しています。



さくら通りの様子

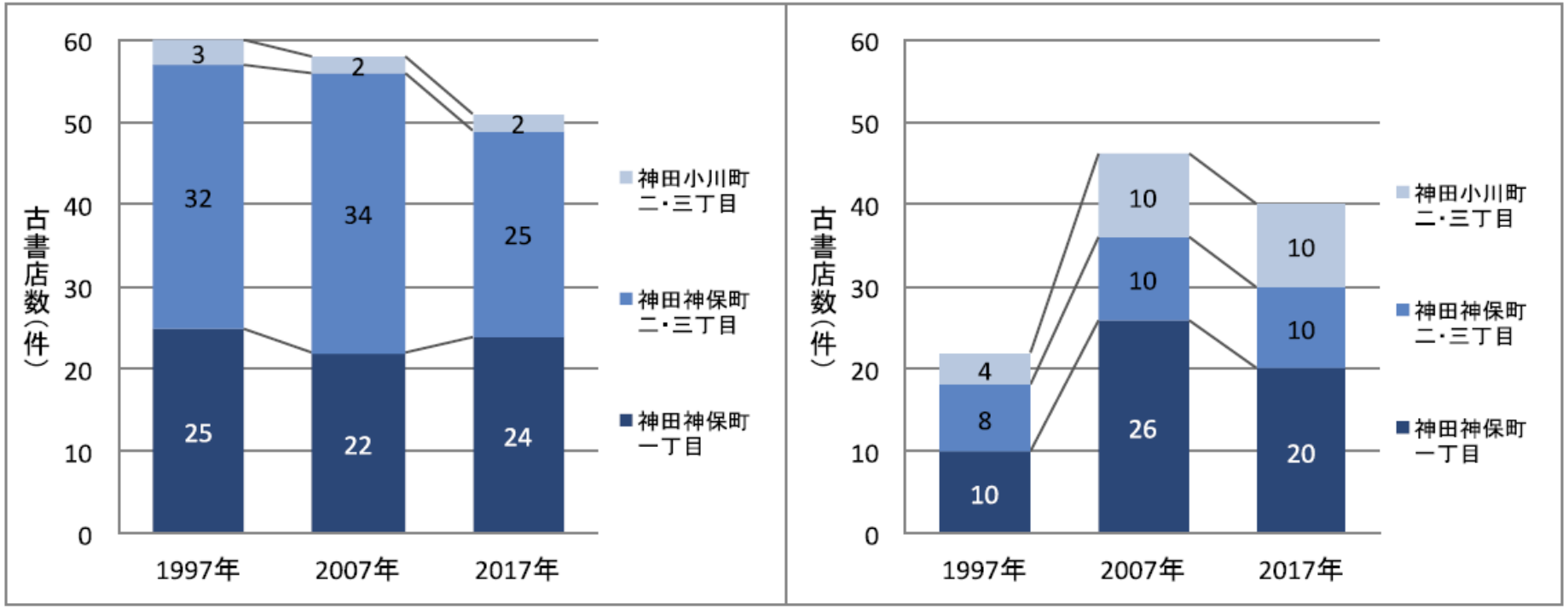


集合住宅の棟数

神田神保町地域の状況

古書店も近年減少傾向にあります。

・神保町の古書店の総数は、2007年からの10年間で減少しています。
・特に、靖国通り南では減少が著しく、靖国通り北でも2007年以降は減少しています。



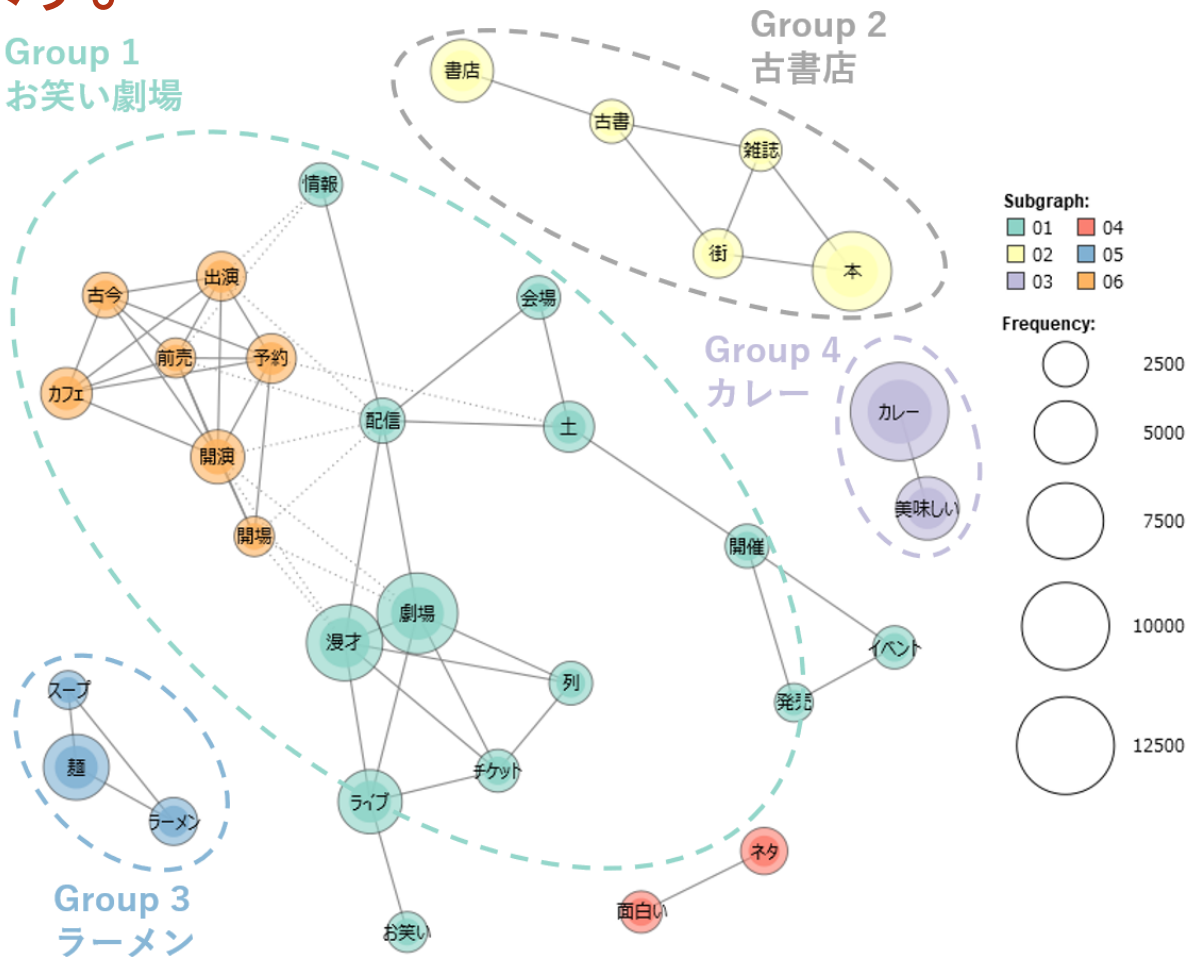
古書店数の推移（左：【靖国通り南】　右：【靖国通り北】）

出典：松尾ら, 近年の神保町古書店街の変容と古書店主・来街者の意識

神田神保町地域の状況

“古書”以外にも多様な魅力があります。

- 「神保町」というワードを含む
  X（旧Twitter）の投稿を収集し、
  関連して良く出てくるワードを抽出すると、
  古書関連だけでなく、“カレー”や
  “お笑い劇場”、”ラーメン”についても
  多く検索されている状況です。
- 若い世代を中心に、
  多様な魅力を感じていることが分かります。



平日・休日を合わせたツイートのテキストマイニングの結果

出典：東京大学出口研究室研究成果

神田神保町地域の状況

地元の方々で考え、話し合う機会が必要です。

・このような状況については、これまで千代田区へ個々に声が寄せられていることはありますが、
関係者が集まって検討するような機会までは至っていないのではないかと考えています。
・古書店の継承や商店街のまち並みなど、神保町を将来どのようなまちにしたいか、
地元の方々で考え、話し合う機会が今後必要な地域です。



古書店街



神田すずらん通り


学生街

支援の概要

まずは、第三者が支援するための体制づくりに向けてサポーターを選定しました。
サポーターと事務局が一緒に、地元への入り方を考えるなど、
丁寧なプロセスを経て地域に入ることを試みました。

STEP1. 検討体制づくり



サポーターの候補リスト作成



検討会の有識者と協議



サポーターを選定

支援の概要

具体的には、サポーターズでの協議を踏まえ、リレー形式で情報収集をしました。

STEP2. 情報収集
“まち”に対してのみんなの想いを集める

コミュニティ・人情を大切にしたい

古書店を大事にしたい

学生のまち、カレーも人気



まちづくりに精通したサポーター（専門家）が実施しました。

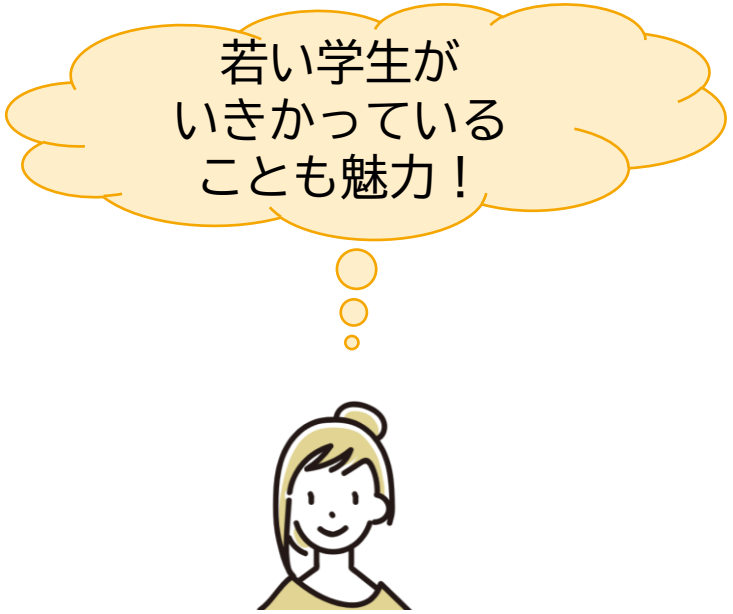
実施期間	令和5年11月13日～12月8日
実施方式	対面で実施
実施時間	実施時間は概ね1時間以内
対象者	町会関係者や商店組合、店舗経営者、土地所有者、神保町関係者など28名

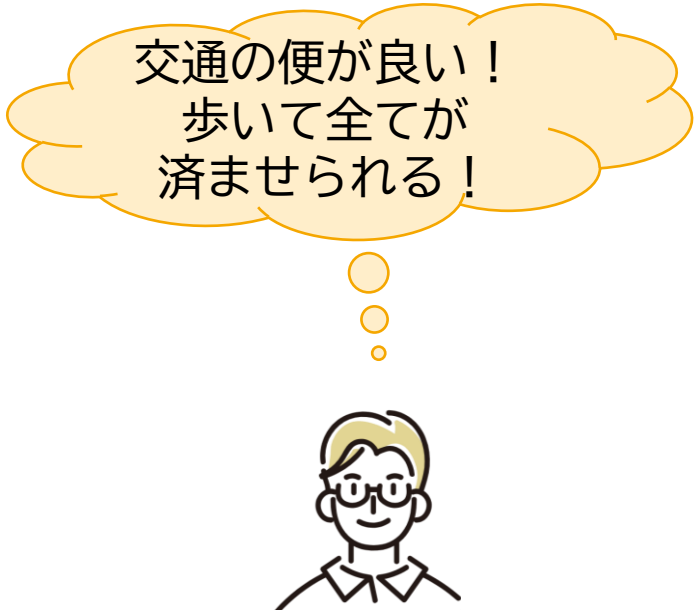
ヒアリング対象一覧

居住歴	就業歴		
神保町生まれ又は長く居住	店舗経営	書店・古書	３名
		それ以外	７名
	貸しビル業		６名
	それ以外		５名
上記以外	店舗経営		４名
	それ以外		３名

神保町の魅力として感じていること

神保町の魅力を聞いたところ、大学が多い学生街であること、交通の便が良いこと、古書店街、商店街や魅力的な店舗が多いこと、人の繋がりが良いこと、まち並みなどを
あげる人がいることが分かりました。



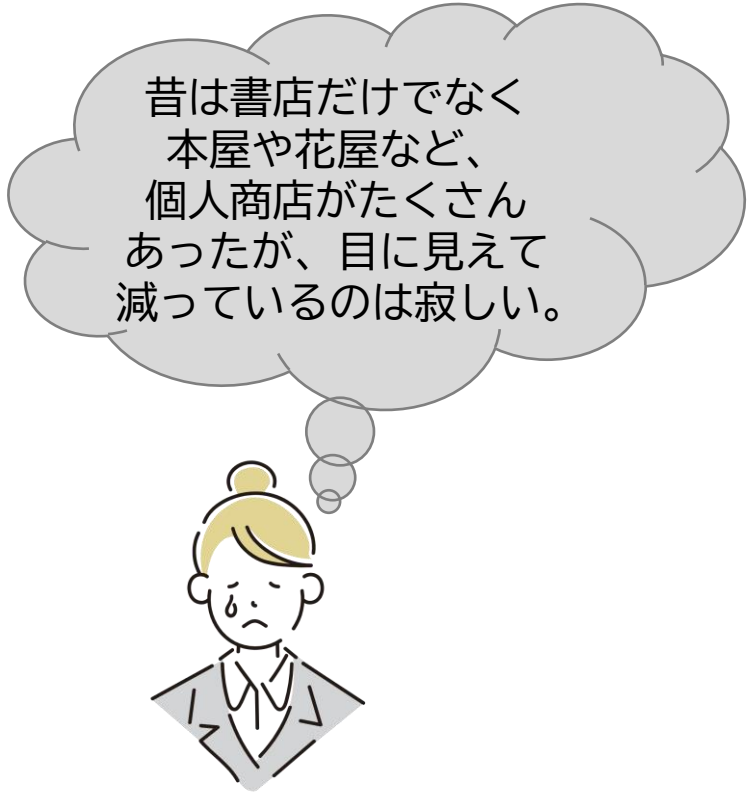




神保町の問題として感じていること

マンションの増加、チェーン店の増加・個人商店の撤退など、
直接的なまちの変化について問題と認識している人が多いことが分かりました。
特にワンルームマンションに対して問題と認識している人が多く、
また町会の維持、住みよいまちでなくなっている、居住者の入れ替わり、人の減少など、
コミュニティ問題に対する問題意識が高いことも分かりました。







神保町のまちづくりに望むこと

まちづくりを進めるに当たり、将来像を考えることが重要という意見が多く出されていました。
また、古書店街の維持・存続、商店街の維持・活性化、地元事業所・個人商店の存続、
住み続けられるまちなど、具体的なテーマを上げる人が多く見られました。
多くの人の参加、住民主体のまちづくり、情報の共有など
まちづくりの進め方に対する意見も出ていました。

文化的なまちで
あって欲しい。
神保町のブランドを
続けさせるのが大事。



チェーン店ばかり
ではなく、今残って
いる店がうまく続け
られることを期待。



今後もオフィス、
マンション開発が
進むと予想されるので、
周辺の町会とも一緒に
何かできると良い。



今後の予定

ヒアリング結果のフィードバックと、意見交換会を開催します。

STEP3. 協議
集まった想いを参考に、何に取組むかをみんなで考える



意見交換会の概要

●開催時期
・３月中旬の夜を想定

●場所
・未定（神保町区民館を想定）

●開催周知方法
・まちづくりニュースにて事前周知
（町会・商店街に回覧を依頼）
・千代田区広報

地域まちづくりの動向

環境まちづくり部 資料9-1
令和6年2月1日

秋葉原地域
- 外神田一丁目南部地区 ・・・・・・・・ A
- 秋葉原駅前東地区 ・・・・・・・・・・ B

飯田橋・富士見地域
- 飯田橋駅東地区 ・・・・・・・・・・・ C
- 飯田橋駅中央地区 ・・・・・・・・・・ D
- 富士見二丁目３番地区 ・・・・・・・・ E
- 飯田橋３－９周辺地区 ・・・・・・・・ F
- グラパレ跡地 ・・・・・・・・・・・・ 5
- ＪＲ飯田橋駅改良事業
- 東京メトロ東西線輸送改善事業

神田駿河台地域
- 神田小川町三丁目西部南地区 ・・・・ G
- 小川広場 ・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ＪＲ御茶ノ水駅改良事業等
  （聖橋口広場整備・バリアフリー化）
- お茶の水橋長寿命化修繕工事

神田駅周辺地域
- 神田錦町三丁目南部東地区 ・・・・・ H
- 神田駅西口地区 ・・・・・・・・・・・ I
- 鍛冶町二丁目地区 ・・・・・・・・・・ J
- 内神田一丁目南部地区 ・・・・・・・・ K
- 学士会館 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 神田警察通り道路整備事業
- 多町大通り（南）周辺地区電線類地中化事業

大手町・丸の内・有楽町地域
- 大手町二丁目常盤橋地区（連鎖４次） L
- 内幸町一丁目地区 ・・・・・・・・・・ M
- 東京駅南部通路線
- 東京高速道路（ＫＫ線）

九段下・竹橋駅周辺地域
- 九段南一丁目地区 ・・・・・・・・・・ N
- 環状一号線道路整備事業

その他の地域
- 日本テレビ通り沿道 ・・・・・・・・・ 3
- 神保町地域 ・・・・・・・・・・・・・ 4

※英字　市街地再開発事業
　数字　その他
　赤字　区道廃止を伴うプロジェクト



環境まちづくり部 資料9-2
令和６年２月１日

市街地再開発事業等諸元一覧

地区名	A 外神田一丁目南部地区	B 秋葉原駅前東地区	C 飯田橋駅東地区	D 飯田橋駅中央地区	E 富士見二丁目３番地区	F 飯田橋３－９周辺地区	G 神田小川町三丁目西部南地区
所在地	外神田一丁目	神田平河町, 神田佐久間町二丁目	飯田橋三丁目	飯田橋四丁目, 富士見二丁目	富士見二丁目	飯田橋三丁目	神田小川町三丁目
段階	都市計画決定(地区計画)	検討中	事業中	都市計画決定(地区計画)	都市計画決定	検討中	事業中
都市計画手法等	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画 街並み再生地区, 街並み再生方針	第一種市街地再開発事業 高度利用地区	第一種市街地再開発事業 高度利用地区	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画	未定	第一種市街地再開発事業 高度利用地区
区域面積	約1.7ha	約0.6ha	約0.7ha	約1.1ha	約0.5ha	約0.8ha	約0.6ha
内訳	宅地等 約7,280㎡　道路等 約9,630㎡	宅地等 約4,270㎡　道路等 約1,880㎡	宅地等 約3,690㎡　道路等 約2,870㎡	宅地等 約7,000㎡　道路等 約4,000㎡	宅地等 約4,300㎡　宅地等 約700㎡	宅地等 約5,830㎡　道路等 約1,960㎡	宅地等 約2,400㎡　道路等 約3,500㎡
用途地域 (指定容積率)	商業地域(800%, 600%)	商業地域(800%, 500%)	商業地域(800%)	商業地域(700%, 500%) 第二種住居地域(400%)	商業地域(500%) 第二種住居地域(400%)	商業地域(500%)	商業地域(700%, 600%, 500%)
計画 容積率	1,250%	未定	1,100%	1250%(A街区1500%, B街区600%)	850%	未定	1,019%
計画 延床面積	115,950㎡	未定	約45,700㎡	A街区約74,450㎡, B街区約25,530㎡	約46,200㎡	未定	約30,300㎡
計画 最高高さ	170m	未定	130m	A街区150m, B街区100m	130m	未定	110m
計画 用途	事務所, 店舗, 宿泊, 集会所	未定	事務所, 店舗, 住宅 子育て支援施設	A街区　事務所, 店舗, 駐車場等 B街区　住宅, 店舗, 駐車場等	事務所, 店舗, 共同住宅 子育て支援施設, 公共施設	未定	事務所, 店舗, 住宅
組織化状況	準備組合	準備組合	法定組合	準備組合	準備組合	協議会	法定組合
事業協力者等	野村不動産㈱	住友不動産㈱	三菱地所㈱, 三菱地所レジデンス㈱ 大和ハウス工業㈱, 清水建設㈱	野村不動産㈱, 大成建設㈱	前田建設工業㈱	未定	日鉄興和不動産㈱ 三菱地所㈱, 三菱地所レジデンス㈱
区域内の区有施設	千代田万世会館, 千代田清掃事務所 旧万世橋出張所・区民会館	－	－	－	旧富士見福祉会館	清掃車車庫(車庫棟・管理棟) 旧飯田橋保育園・職員住宅 公共用地, 飯田橋自転車保管場所	－
公共施設	廃道宅地化	－	廃道付け替え	廃道付け替え	－	未定	－
スケジュール	令和５年10月都市計画決定(地区計画) 令和６年３月市街地再開発事業 都市計画決定(予定)	令和５年度都市計画提案予定	令和４年10月組合設立	令和５年12月都市計画決定(地区計画) 令和６年３月市街地再開発事業 都市計画決定(予定)	令和４年10月都市計画決定	未定	令和５年５月組合設立
令和６年度予定	組合設立に向けた調整 (地区計画建築条例改正公布, 市街地再開発事業都市計画決定の後)	都市計画手続き予定	権利変換認可, 事業着手に向けた調整	組合設立に向けた調整 (地区計画建築条例改正公布, 市街地再開発事業都市計画決定の後)	組合設立認可手続き	事業内容の調整	権利変換認可, 事業着手に向けた調整

地区名	H 神田錦町三丁目南部東地区	I 神田駅西口地区	J 鍛冶町二丁目地区	K 内神田一丁目南部地区	L 大手町二丁目常盤橋地区	M 内幸町一丁目地区	N 九段南一丁目地区(北街区)
所在地	神田錦町三丁目	内神田二丁目, 三丁目	鍛冶町二丁目	内神田一丁目	大手町二丁目・中央区八重洲一丁目	内幸町一丁目	九段南一丁目
段階	検討中	検討中	検討中	工事中	工事中	工事中	都市計画決定(地区計画)
都市計画手法等	第一種市街地再開発事業	第一種市街地再開発事業	未定	第一種市街地再開発事業(非都市計画) 都市再生特別地区(国家戦略)	第一種市街地再開発事業(非都市計画) 都市再生特別地区(国家戦略)	特定街区 再開発等促進区を定める地区計画	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画
区域面積	約2.9ha	約5.7ha	約4.3ha	約1.0ha	約3.1ha	約6.5ha	約1.0ha
内訳	宅地等 約14,825㎡　道路等 約14,775㎡	宅地等 約38,140㎡　道路等 約19,120㎡	宅地等　約27,900㎡　道路等 約15,200㎡	宅地等 約5,100㎡　道路等　－	宅地等 約31,400㎡　道路等　－	宅地等 約65,000㎡　道路等　－	宅地等 約4,760㎡　道路等 約5,020㎡
用途地域 (指定容積率)	商業地域(700%, 600%)	商業地域(700%, 600%)	商業地域(800%, 600%)	商業地域(800%)	商業地域(1300%)	商業地域(900%)	商業地域(700%)
計画 容積率	未定	未定	未定	1,400%	1,860%	北地区1,340%　中地区1,320%　南地区1,340%	1,250%
計画 延床面積	未定	未定	未定	約85,200㎡	約740,000㎡	約1,100,000㎡	約82,200㎡
計画 最高高さ	未定	未定	未定	130m	390m	230m	170m
計画 用途	未定	未定	未定	事務所, 貢献施設, 店舗, 駐車場	事務所, 店舗, 駐車場, 変電所, 下水ポンプ場等	ホテル, 宴会場, オフィス, 商業, サービスアパートメント, 音楽ホール等	事務所, 店舗, 公共公益施設, 駐車場等
組織化状況	準備組合	準備組合	勉強会	－	－	－	準備組合
事業協力者等	安田不動産㈱, UR都市機構	NTT都市開発㈱	未定	三菱地所㈱	三菱地所㈱	(北地区)三井不動産㈱ (中地区)NTT都市開発㈱ (南地区)中央日本土地建物㈱	住友不動産㈱
区域内の区有施設	ちよだプラットフォームスクウェア	－	旧今川中学校	－	－	－	区営九段住宅 九段生涯学習館
公共施設	廃道付け替え(予定)	未定	未定	－	－	－	廃道付け替え(一部宅地化)
スケジュール	未定	未定	未定	令和４年度工事着工 令和７年度工事完了予定	平成29年４月工事着工 令和９年度工事完了予定	令和19年度全体完成予定	令和５年12月都市計画決定(地区計画) 令和６年３月市街地再開発事業 都市計画決定(予定)
令和６年度予定	事業内容の調整	事業内容の調整	事業内容の調整	事業継続	事業継続	事業継続	組合設立に向けた調整 (地区計画建築条例改正公布, 市街地再開発事業都市計画決定の後)

※計画内容等については、今後変更となる可能性があります。

各地域のまちづくり（都市計画手続き以降の地区）

手続き中
- 区有地・区有施設を含まない地区
- 区有地・区有施設を含む地区
- 区有地

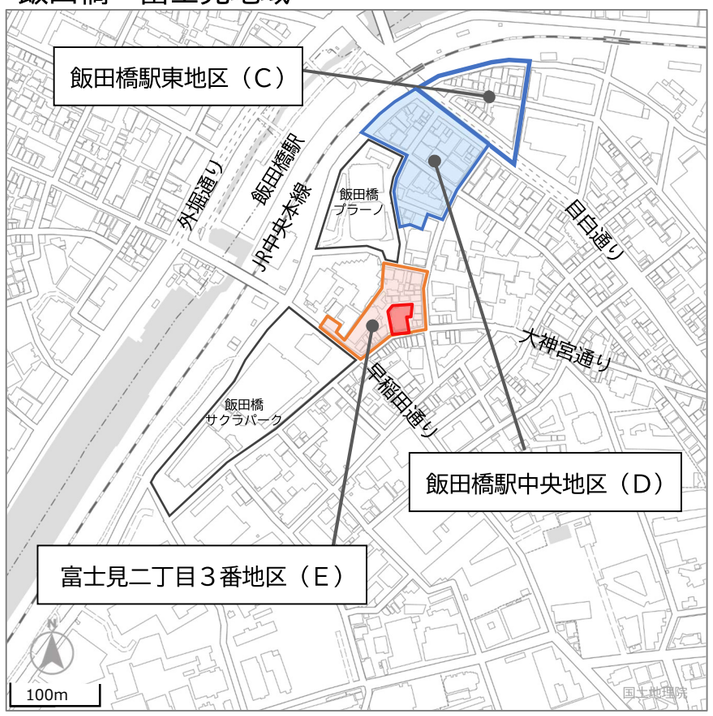
事業中

環境まちづくり部 資料9-3
令和６年２月１日

秋葉原地域



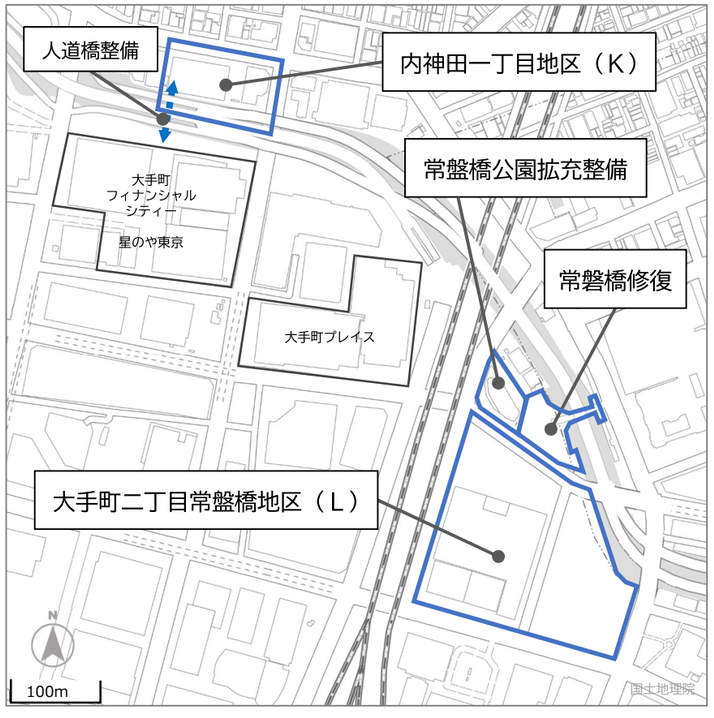
飯田橋・富士見地域



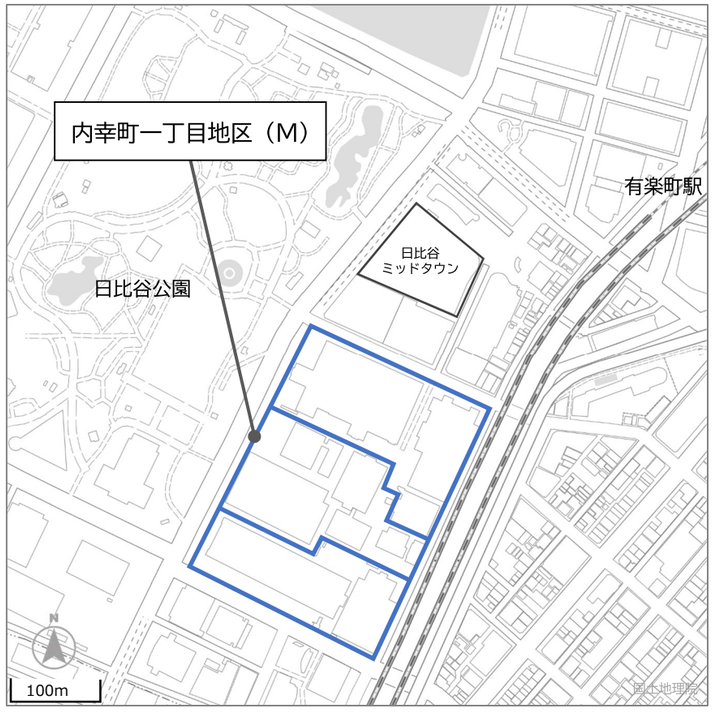
神田駿河台地域



大手町・丸の内・有楽町地域



日比谷・内幸町地域



九段下・竹橋駅周辺地域

